
平成31年 第2回(定例)南部町議会会議録(第2日)

平成31年3月5日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成31年3月5日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第19号 平成31年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第20号 平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成31年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第23号 平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第8 議案第24号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第25号 平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第10 議案第26号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第27号 平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第12 議案第28号 平成31年度南部町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第29号 平成31年度南部町病院事業会計予算
- 日程第14 議案第30号 平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第15 議案第31号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について
- 日程第16 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第19号 平成31年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第20号 平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第21号 平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第22号 平成31年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第7 議案第23号 平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
日程第8 議案第24号 平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
日程第9 議案第25号 平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
日程第10 議案第26号 平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算
日程第11 議案第27号 平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
日程第12 議案第28号 平成31年度南部町水道事業会計予算
日程第13 議案第29号 平成31年度南部町病院事業会計予算
日程第14 議案第30号 平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算
日程第15 議案第31号 鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について
日程第16 議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

出席議員（13名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
4番 長束 博信君	5番 白川 立真君
6番 三鴨 義文君	7番 仲田 司朗君
8番 板井 隆君	9番 景山 浩君
10番 細田 元教君	11番 井田 章雄君
12番 亀尾 共三君	13番 真壁 容子君
14番 秦 伊知郎君	

欠席議員（1名）

3番 滝山 克己君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	石 賀 俊 彰君
		書記	石 谷 麻衣子君
		書記	田 中 優 美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	病院事業管理者	林原敏夫君
総務課長	大塚壮君	総務課課長補佐	藤原宰君
企画監	本池彰君	企画政策課長	田村誠君
防災監	種茂美君	税務課長	伊藤真君
町民生活課長	岩田典弘君	子育て支援課長	仲田磨理子君
教育次長	板持照明君	総務・学校教育課長	安達嘉也君
病院事務部長	中前三紀夫君	健康福祉課長	糸田由起君
福祉事務所長	岡田光政君	建設課長	田子勝利君
産業課長	芝田卓巳君		

午前9時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は13人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、景山浩君、10番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第19号 から 日程第16 議案第32号

○議長（秦 伊知郎君） 4日の会議に引き続き、町長より提案理由の説明を求めます。

この際、日程第3、議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算から、日程第16、議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第19号から日程第16、議案第32号までを一括して説明を受けます。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） おはようございます。総務課長でございます。それでは、一般会計予算書のほうで説明いたします。

.....
議案第19号

平成31年度南部町一般会計予算

平成31年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,698,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成31年3月 4日

提出 南部町長 陶山清孝

平成31年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
それでは、7ページをごらんください。地方債の表でございます。起債の目的及び借入限度額

は、7ページ上段より、広域基幹林道整備事業、限度額940万円。これにつきましては行者山線の改良工事でございます。農村地域防災減災事業、限度額990万円。これにつきましては浅井の奥池の改修工事でございます。道路整備事業債、限度額4,060万円。道路新設改良費の11事業に充当の予定にしております。辺地対策事業（道路整備）として、限度額510万円。赤谷線の改良工事でございます。同じく辺地対策事業、緑水園の内部改修、限度額600万円となっています。複合施設整備事業、限度額5,870万円。非常用発電整備事業、限度額5,790万円。これにつきましては法勝寺庁舎の非常用発電機の更新を予定しております。なお、複合施設整備事業及び非常用発電整備事業につきましては、合併特例債の借入を予定しております。臨時財政対策債、限度額1億4,400万円でございます。以上9項目、限度額総額3億4,030万円を当初予算としてお願いするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お読み取りいただきたいと思っております。

続きまして、配付しております当初予算の説明資料、A3判の縦のものがあるかと思っておりますけれども、そちらのほうでちょっと触れてまいりたいと思っております。よろしいですか。

1ページでございます。1ページは各会計の予算規模の比較を記載しております。31年度一般会計は、歳入歳出総額66億9,800万円を計上しております。30年度の当初予算69億6,800万円と比較いたしまして2億7,000万円の減、対前年比で申しますと3.9%の減額ということになります。31年度予算につきましては、合併以来の大きな課題でございました複合施設の建設への本格着手を初め、防災減災対策、それから10月に予定されています消費税率の引き上げへの対応、町内中小企業振興策の検討などを盛り込み、激しい財政状況にはありますけれども、着実な施策の推進を図りたいというふうに考えます。

下段のほうには一般会計の予算の推移をグラフにしております。過去10年間の推移から見て、31年度当初予算につきましては比較的平均的な予算規模にとどまっているというところがございます。

続きまして、2ページから4ページまでですけれども、予算の分析をしております。

まず、2ページでございます。歳入予算でございます。上段の表で款別の歳入予算比較を記載しております。町税につきましては、9億7,196万1,000円を計上し、1,847万3,000円の増となります。前年対比で申しますと1.9%の増というふうになりましたけれども、31年度の予算構成比では14.5%と低く、自主財源の確保が困難な状況が見てとれると思っております。

続きまして、地方交付税です。31年度につきましては32億5,000万円を計上いたしま

した。内訳といたしまして、前年度対比で普通交付税が3,000万円の増、29億3,000万円、特別交付税が1億円の増、3億2,000万円としております。いずれも近年の決算額をもとに31年度の交付税の算入見込みを予算化したものであります。

続きまして、国庫支出金5億6,217万1,000円、県支出金5億2,150万1,000円を計上し、総額では10億8,367万2,000円となります。予算の構成比では16.2%と昨年並みを維持しておりますけれども、予算額では4,988万円の減額というふうになっております。

寄附金でございます。31年度は5,100万円を計上しております。これはがんばれふるさと寄付金の増を見込んでおるところです。30年度にインターネットの申し込み窓口を増設、楽天と全日空（ANA）のほうでございますけれども、増設させていただきました。このことによりまして、以降寄附金額が実績として増加傾向にあります。そのことから、昨年度比1,100万円の増といたしております。

町債です。予算額3億4,030万円で、1億5,480万円の減となりました。31年度につきましても、複合施設の建設、それから非常用発電設備の整備など、合併特例債の借入れを多く見込んでいるところでございますが、臨時財政対策債の借入れ枠の縮小や、30年度にクリーンセンターの改良が終了いたしましたので、その影響によるものでございます。

中段には上記の表を円グラフに図示しております。自主財源につきましても26.1%と低く、また、依存財源は約7割、全体予算においても5割を占める地方交付税に大きく影響を受けております。南部町の財政構成が御確認いただけたというふうに思います。

下段のほうには対前年比の主なものを記載しておりますので、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

続いて、歳出予算について説明いたします。3ページをお開きください。まず、目的別についてでございます。歳入同様、上段の表のほうで款別の歳出予算の比較を記載しております。予算額で大きな構成比を占めるのは、民生費、総務費、衛生費でございます。

民生費につきましても、21億9,230万7,000円を計上しています。対前年比で1億2,047万2,000円、5.8%の増です。大きな要因につきましても、児童福祉関係の予算で新規の小規模保育園運営、それから事業所内保育施設の運営の拡充と、それから子育て広場の整備などが上げられているところです。

次に、総務費でございます。13億751万2,000円、対前年比で申しますと2,991万7,000円の減というふうになっております。30年度単年で着手いたしましたJOC Aの

連携事業、温泉掘削の補助金が大きな減額の要因でございますけれども、31年度予算には複合施設の整備、それから職員用の業務パソコンの更新など増の要素が入っております。

衛生費です。衛生費は8億3,837万5,000円、対前年比で申しますと1億5,772万3,000円の減でございます。これはクリーンセンターの改良工事が30年度で完了したため、大きな減額となっております。その反面、西伯病院に対する補助は年次的に増額の傾向にあります。

農林水産業費、土木費とも対前年比で約15%程度の減額としております。近年の決算状況も参考に、事業の精査を行いました。真に必要な予算計上に努めた結果でございます。

続きまして、消防費でございます。1億1,539万5,000円を計上しております。6,882万4,000円の増となりました。防災対策の中核機能を有する法勝寺庁舎の非常用発電設備の整備が大きな要因でございます。現在の状況は設備として非常に脆弱でございます、早急な対応が必要であると判断したものでございます。

最後に、公債費でございます。公債費は6億9,650万3,000円、31年度は前年と比較いたしまして1億1,178万4,000円の減額予算を計上いたしましたが、30年度以降も単年で7億円程度の起債の償還が続くものと見込んでおりますので、公債費負担が予算に占める割合は大きいものと考えております。

なお、中段、下段には構成比のグラフ、各項目の前年対比をつけておりますので、御確認をいただけたらと思います。

4ページをおはぐりください。4ページには歳出予算の性質別について記載をしております。義務的経費につきましては、総額29億1,768万9,000円となりました。公債費の減により、総額では対前年比で0.9%の減となりましたけれども、人件費、あるいは扶助費ともに増加の傾向にあり、予算総額に占める割合も増加してきております。

投資的経費につきましては先ほども申し上げましたが、土木費、農林水産業費の事業精査により、経常予算の縮減を図ったためのものでございます。

その他の経費につきましては記載のとおりでございます。なお、物件費、補助費等ともに年次的に増加傾向にあります。単年度の財政を圧迫する要因にもなってきてるのではないかというふうに感じております。

なお、中段、下段のほうにはグラフを示しておりますので、御確認をいただけたらと思います。

5ページをお開きください。過去10年間の基金及び地方債残高の推移をグラフ化したものでございます。平成30年度及び31年度については、見込み額ですので御承知おきいただきたい

と思います。

まず、基金についてです。平成22年度以降、平成28年度までは年次的に基金への積み立てが行われてきましたが、歳入面では合併算定がえの影響による地方交付税の年次的な縮減と、町税収入の減、また、歳出面では社会保障費等の増加などにより、財政の収支バランスの維持が困難となりました。平成29年度以降は基金の切り崩しを余儀なくされている状況にあります。平成31年度末見込みで総額29億7,000万円余りと、30億を割り込む見込みになっておりますので、今後一層の財政の管理の徹底を心がけてまいりたいというふうに考えております。

次に、地方債残高に対する基金残高と算入交付税の推移についてでございます。地方債残高は年次的に減少してきています。31年度末見込みで63億円余りとなります。先ほども申しましたように、基金の残高は減少傾向にありますが、借り入れる起債の種類を厳選いたしまして、交付税算入のある有利な起債を優先して活用していることから、理論値ではございますけれども、算入交付税を含めた基金残高との総額は、平成23年から起債の残高を上回っておりまして、平成31年度末についてもその状況は維持できるものと試算をしておるところです。予算資料のほうでの説明は以上でございます。

続いて、一般会計予算書のほうで説明をさせていただきたいと思います。

まず、予算書31ページをおめぐりください。歳出側のほうでございます。31ページです。2款総務費、1項総務管理費、3目広報費でございます。広報発行事業といたしまして386万8,000円を計上しているところです。昨年度予算と比較しまして予算額に大きな増減はございませんけれども、これまでなんぶSANチャンネルに紙面編集、それから印刷業務等を委託して広報なんぶを発行してまいりました。平成31年度からは、町直営の発行に切りかえてまいりたいと思います。そのために必要な予算額を計上しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

34ページをお願いします。8目基金管理費でございます。がんばれふるさと寄付金事業でございます。30年度よりインターネットの申し込み窓口を増設したために、31年度につきましては寄附金の収入の大幅な増加を見込んでおります。そのため、返礼品の調達、それから事務的経費が大幅に必要なになりますのでそれを予算化しまして、昨年度と比較して400万程度の委託料のアップをお願いするものです。これにつきましては、相手方はなんぶ里山デザイン機構となります。なお、委託料の財源は当該年度に収入する見込みのふるさと寄付金を充当させていただくことにしております。

38ページをお願いします。13目諸費でございます。プレミアム付商品券発行事業でござい

ます。31年度10月から予定されています消費税率の引き上げの影響を緩和するという事で、地方消費行動の喚起を目的にプレミアム付商品券の発行が計画をされております。その発行に係る事務経費として国から補助金の配分も示されていますので、予算化をいたしまして円滑な発行につなげたいと考えております。なお、財源は全額国からの補助金で執行できるものと考えております。

39ページをお願いします。14目合併事業費でございます。複合施設整備事業です。平成30年度に策定いたしました複合施設整備に係る基本計画に基づきまして、31年度より施設建設に本格的に着手をしたいと思っております。31年度予算は、現在のさいはく分館の解体工事費を中心に関係する予算をお願いしているところでございます。新しい施設の建設につきましては、32年度の予算とします。ですので、2年間の建設計画となるようです。なお、31年度の予算の財源は合併特例債を考えておるところです。

次に、41ページをお願いします。41ページ、42ページにかかりますけれども、4項選挙費、3目知事選挙費、同じく4目県議会議員選挙費、同じく5目参議院議員選挙費でございます。県知事選挙費としまして370万9,000円、県議会議員選挙費といたしまして104万4,000円、参議院議員選挙費としまして916万9,000円をそれぞれ計上しております。財源につきましては、全額国、県からの委託金となります。

次に、50ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、7目少子化対策費でございます。子どもの広場の整備でございます。平成29年度から検討を開始しましたこの事業ですけれども、30年度には用地の選定、設計を終えております。31年度、32年度の2カ年で広場整備に着手する計画でございます。31年度につきましては、公園の造成工事を中心に1,133万6,000円をお願いするものでございます。

53ページをお願いします。2項児童福祉費、5目保育園費でございます。小規模保育園運営事業でございます。本町の課題としています待機児童の解消の方策の一つとしまして、31年度から町内東町に新たに定員19名の小規模保育園を開園をし対応することから、運営に必要な予算をお願いするものであります。予算額は5,214万9,000円で、財源としては国、県からの負担金を活用してまいりたいと思っております。

続いて、54ページでございます。事業所内保育施設運営事業でございます。こちら先ほどの小規模保育園運営事業と同様でございますけれども、これまで西伯病院の事業所内保育として運営しておりました施設、さくらキッズでございますけれども、西伯病院に御協力をいただきまして5名の地域枠をお願いし、4月より運営をしていただくこととなりました。予算額的には2,

500万円、国2分の1、県4分の1の負担金を活用した運営の補助金の予算化をお願いするものでございます。

次に、69ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、7目緑水園管理でございます。緑水園の管理事業といたしまして、予算額2,940万円を計上しております。緑水園周辺施設の全体的な管理体制等への課題を検討しながら、31年度からオートキャンプ場及びこもれび工房の指定管理を切り離し、一般公募での指定管理体制をお願いしたところでございます。緑水園及び別館、それからバンガロー等の周辺施設については、緑水園への指定を継続し、施設の管理運営経費の効率化を図るため指定管理料を一本化し、柔軟な運営経費の活用とサービス向上につなげることとし、指定管理料の総額を2,315万5,000円と計上しているところでございます。また、あわせまして健康増進法の一部改正によりまして、2020年4月から喫煙に対する対策を宿泊施設等においても義務づけられることから、喫煙ルームの設置を初め、トイレの改修、洋式化等の早急な対応が必要な施設改修費をお願いしているところでございます。改修費用の財源といたしましては、辺地対策事業債を予定しております。

73ページをお願いします。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。”お得で簡単”町内消費活性化支援事業でございます。予算額は50万円を計上しております。鳥取県の外国人観光客倍増促進補助金を活用いたしまして、スマートフォン決済を初めとするキャッシュレス機器の導入、それから看板やウェブサイトの多言語化を推進することで、町内の消費拡大と外国人満足度を上げていこうとするものでございます。

続きまして、74ページをお願いします。2目観光費でございます。”うちにも泊まれる”農泊推進事業です。この予算額は448万7,000円を計上しております。鳥取県の農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業を活用して、町内において新たに民家を活用した宿泊事業を行うおとす方に、事業を行うために必要な経費の一部として補助金を交付するものでございます。6件の申請見込みで、補助金額50万円を予定しています。あわせて地域おこし協力隊員1名の雇用も予定をしているところです。これにつきましては、語学力、主に英会話の堪能な方を雇用いたしまして、海外客の対応を行うこと、それから町が推進します体験型観光及び民泊推進事業の取り組みにおきまして、来町者と宿泊先の調整や通訳を行い、宿泊受け入れ先のサポート、英語でのツアーガイドも予定しております。

79ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、3目災害対策費でございます。災害対策事業としまして、予算額7,748万9,000円を計上しております。通常の災害対策備蓄、備品への対応、それから集落防災訓練の支援に要する経費に加えまして、31年度は法勝寺庁舎

の非常用発電施設の被害への対応及び高圧受電施設のキュービクルといたしますけれども、その更新工事費として7,295万7,000円をお願いするものでございます。財源につきましては合併特例債を予定しております。

90ページをお願いします。9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費でございます。下段のほうでございます。南部町公民館館長の報酬等でございます。予算額は240万円、専任の非常勤特別職を配置するための予算でございます。これまで教育長の兼務としていました公民館長を専任で配置いたしまして、複合施設整備も含めたこれからの公民館の運営体制を強化・拡充するものでございます。

次に、97ページをごらんください。給与費明細書です。特別職の給与費、共済費を記載しております。前年度と比較しますと、職員数が178名の増としております。この要因につきましては、非常勤職員及び地域おこし協力隊員の新規採用2名分のほか、4月及び7月に予定される選挙のための投票管理者及び投票立会人の延べ人数を計上しますので、大幅な数の増となっております。それに伴いまして給与費も1,625万9,000円の増を見込んでいますところ。31年度特別職分の予算としまして、給与費、共済費を合計いたしまして、3億1,448万6,000円を計上しております。

続きまして、98ページでございます。一般職の給与費、共済費を記載しております。31年度予算としまして、給与費、共済費を合計いたしまして、7億9,246万8,000円を計上いたしております。

99ページには一般職の給料及び職員の手当の明細を記載しております。

また、100ページ、101ページには職員手当の分析を記載しておりますので、こちらについても御確認をいただけたらと思います。

次に、102ページから104ページにわたり、債務負担の状況についての調書をまとめております。各施設の指定管理を中心に、戸籍情報等のシステム関係、それからALTの派遣等の委託など、数年にわたる契約に係る支払い予定額を明記しておりますので、ごらんいただけたらと思います。

最後に、105ページになります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末、平成30年度末の現在高見込みを、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債、合計いたしまして64億1,536万4,000円とし、当該年度中の起債見込み額、これは当該年度予算分と前年度繰り越し予算分を加えたものでございますけれども、5億5,260万円を追加し、当該年度中の償還元金見込み額

を6億5,948万3,000円を差し引きまして、平成31年度末の起債残高見込みを63億848万1,000円としております。

以上、長時間になりましたけれども、私のほうからの説明とさせていただきます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長でございます。私のほうから、議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算でございます。1ページ目をお開きください。

議案第20号

平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,394,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月 4日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成31年3月 日 決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

それでは、8ページをごらんください。歳出のほうから説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度1,128万2,000円で、前年度と比較して58万6,000円の増となっております。

次に、総務費の徴税费でございます。122万3,000円を計上しております。前年度と比較して1万1,000円の減となっております。

9ページをごらんください。2款保険給付費、1項療養諸費でございます。主なものは一般被保険者療養給付費の8億9,602万円でございます。

療養諸費の合計といたしまして、9億469万1,000円を計上しております。前年度に比べまして3,954万円の増となっております。

次に、2項高額療養費でございます。10ページの総額をごらんください。総額として1億3,314万6,000円を計上しております。前年度と比較しまして1,433万3,000円の増となっております。

保険給付費の4項出産育児諸費でございます。出産育児一時金といたしまして336万円を計上しております。前年度と同額でございます。

11ページをごらんください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金、1目医療給付費分として2億2,359万8,000円、2目後期高齢者支援金等分といたしまして6,910万9,000円、3目介護納付金分といたしまして2,022万9,000円、合わせまして3億1,293万6,000円で、前年度と比較しまして930万2,000円の増となっております。

次に、6款保健事業費でございます。1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費でございます。808万1,000円で、前年度と比較しまして6万2,000円の増でございます。

14ページからは給与費明細があります。特別職といたしまして6人分を計上しております。こちらは運営協議会の委員さんの報酬でございます。

15ページは職員の給与を上げております。30年度と同様に1名分を上げております。詳細につきましては、次のページをごらんください。

それでは、歳入でございます。5ページをごらんください。1款国民健康保険税でございます。1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、前年度と比較しまして164万4,000円増の2億2,956万円を計上しております。

2目退職被保険者等国民健康保険税は、233万円を計上しております。前年度と比較しまして262万7,000円の減でございます。国民健康保険税は歳入歳出の不足分を税として計上しております。

次に、6ページをごらんください。5款県支出金、2項県補助金でございます。1目保険給付費等交付金10億6,227万8,000円で、前年度と比較しまして4,687万8,000円の増でございます。内訳としましては、普通交付金が10億3,788万5,000円、特別交付金が2,439万3,000円でございます。

次に、8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金でございます。9,759万9,000円を計上してありまして、出産育児一時金繰入金、事務費繰入金、基盤安定繰入金、財政安定支援事業繰入金の4つでございます。

歳入の主なものは以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第21号、平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算でございます。めくっていただきまして、1ページ目でございます。

.....

議案第 2 1 号

平成 3 1 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4 1 , 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 3 1 年 3 月 日 決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....

それでは、7 ページをごらんください。歳出のほうから説明させていただきます。1 款総務費でございますが、本年度 9 9 万 3 , 0 0 0 円で前年度と同額を計上しております。

次に、2 項徴収費でございます。1 1 1 万 7 , 0 0 0 円を計上しております。前年度と比較しまして 8 2 万 4 , 0 0 0 円の減額となっております。

続きまして、2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合分賦金でございます。1 億 3 , 3 5 4 万 3 , 0 0 0 円で、前年度に比べまして 2 7 5 万 4 , 0 0 0 円の増額となっております。

次に、3 款諸支出金は、2 0 万円増で 6 0 万円としております。実績を勘案しております。

次に、4 款保健事業費、1 項健康保持増進事業費、1 目健康診査費でございます。5 0 9 万 9 , 0 0 0 円で、前年度と比べまして 3 万 7 , 0 0 0 円の増となっております。

続いて、5 ページをお開きください。歳入でございます。1 款後期高齢者医療保険料でございます。1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料は、8 , 6 6 8 万 9 , 0 0 0 円を計上しております。前年度比較しまして、3 3 4 万 3 , 0 0 0 円の増となっております。

次に、4 款繰入金でございますが、4 , 9 2 4 万 3 , 0 0 0 円を組んでおります。事務費繰入金、基盤安定繰入金の 2 つでございます。

次に、6 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入でございます。4 9 5 万 6 , 0 0 0 円を計上しており、健康診査委託金でございます。

歳入の主なものは、以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 2 2 号、平成 3 1 年度南部町墓苑事業特別会計でございます。1 ページ目

をめぐっていただきたいと思います。

議案第 2 2 号

平成 3 1 年度南部町墓苑事業特別会計予算

平成 3 1 年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 7 7 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日 提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 3 1 年 3 月 日 決 南 部 町 議 会 議 長 秦 伊 知 郎

それでは、4 ページ目をごらんください。歳出のほうから説明させていただきます。1 款総務費、1 項総務管理費でございます。1 目一般管理費として 9 0 万 7, 0 0 0 円を計上しております。主に墓苑の管理委託料で 7 4 万 1, 0 0 0 円となっております。

2 款諸支出金、1 項償還金、1 目償還金で 1 8 0 万 8, 0 0 0 円を計上しております。おおむね 7 基を想定しております。

次に、歳入でございます。前のページ、3 ページをごらんください。1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目墓地使用料で 2 0 8 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

続いて、2 項手数料、1 目墓地手数料としまして、6 8 万 2, 0 0 0 円を計上しております。歳入につきましては以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長(秦 伊知郎君) 税務課長、伊藤真君。

○税務課長(伊藤 真君) 税務課長でございます。議案第 2 3 号、平成 3 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について御説明いたします。1 ページをお開きください。

議案第 2 3 号

平成 3 1 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

平成 3 1 年度南部町の住宅資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,330千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月 4日

提出 南部町長 陶山清孝

平成31年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
そうしますと、歳出のほうから御説明いたします。5ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。本年度は、23万6,000円の事務費を計上しております。

次に、2款公債費、1項公債費、1目元金でございます。本年度の償還元金は84万4,000円を計上しております。

次に、2目利子でございます。本年度の償還利子は6万3,000円を計上しております。

では、次に、歳入を御説明いたします。4ページをお開きください。1款県支出金、1項県補助金、1目助成事業費県補助金、本年度予算額17万7,000円を見込んでおります。事務経費の4分の3の補助でございます。

次に、3款諸収入、1項貸付金元利収入、1目住宅新築資金貸付金元利収入でございます。本年度は70万1,000円を見込んでおります。内訳は、住宅新築資金貸付金元利収入（現年度分）が1,000円、滞納繰り越し分が70万円を見込んでおります。

次に、2目住宅改修資金貸付金元利収入は、本年度5万円を見込んでおります。

次に、3目宅地取得資金貸付金元利収入でございます。本年度は40万1,000円を見込んでおります。

次に、6ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を御説明いたします。当該年度は84万4,000円の元金償還を見込んでおり、当該年度末現在高見込み額は175万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（秦伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子勝利君） 建設課長でございます。議案第24号、平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

議案第 2 4 号

平成 3 1 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

平成 3 1 年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 4 4 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

平成 3 1 年 3 月 日

決 南部町議会議長 秦 伊 知 郎

.....
3 ページをお開きください。下の段ですが、第 2 表、地方債でございます。起債の目的といたしまして、資本費平準化債。限度額が 6 , 2 6 0 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。7 ページをお開きください。歳出でございます。1 款 1 項 1 目一般管理費でございます。本年度予算額は 1 , 3 7 5 万円、前年度と比較いたしまして 4 7 万 8 , 0 0 0 円の減額でございます。主に職員給与費 1 名分と消費税の納付額を予定しております。

2 目維持管理費、本年度予算額 5 , 8 9 8 万 7 , 0 0 0 円、前年度と比較いたしまして 3 0 0 万 8 , 0 0 0 円の増額でございます。これは主に施設の維持管理費でございます。

2 款 1 項 1 目元金、これは起債償還の元金でございますが、本年度予算額 1 億 4 , 5 8 1 万円、前年度と比較いたしまして 9 0 万 9 , 0 0 0 円の増額となっております。

8 ページをお開きください。2 款 1 項 2 目利子、起債償還の利子でございます。本年度 2 , 5 3 4 万 7 , 0 0 0 円を予定しておりまして、前年に比較いたしまして 3 7 2 万 4 , 0 0 0 円の減額となっております。

次は、歳入を御説明いたしますので、5 ページをお願いいたします。歳入でございます。1 款 1 項 1 目農林水産業費分担金です。本年度 3 万円、前年度と同額でございます。施設整備は終わ

っておりますので、新規に整備するところはありません。分担金の滞納繰り越し分を前年同額で予定しております。

飛びまして、2款1項1目集落排水使用料でございます。本年度予算額が7,089万4,000円、前年度に比較いたしまして94万8,000円の増額でございます。これは30年度の決算見込み額により予算の見込みを立てております。

飛びまして、4款1項1目一般会計繰入金です。本年度予算額1億1,038万2,000円、前年度と比較しまして79万2,000円の減額でございます。

次の6ページです。7款町債でございます。7款1項1目下水道債でございます。本年度予算額は6,260万円、前年度に比較しまして10万円の増額でございます。

続きまして、9ページをお開きください。9ページから12ページまでは給与費明細書を載せております。1名分を計上しております。

次に、13ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。事項といたしましては、農業集落排水施設維持管理業務委託です。これは農業集落排水の施設が、処理場5カ所ございますけれども、5カ所の維持管理費を3年間の継続委託しているものでございます。限度額としては、5,527万2,000円。前年度末までの支出額の見込みはありません。当該年度以降の支出予定額、31から33年度で、5,527万2,000円でございます。

その下ですが、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分といたしまして、1の農業集落排水事業債と2の資本費平準化債を合わせまして、当該年度増減見込み額の当該年度中の起債見込み額が6,260万円、当年度中の償還元金見込み額が1億4,581万円、31年度末の現在高見込み額といたしまして12億4,069万6,000円となっております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第25号、平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について御説明いたします。

.....
議案第25号

平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

平成31年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

平成31年3月 4日

提出 南部町長 陶山清孝

平成31年3月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....
では、3ページをお開きください。下の段です。第2表、地方債。起債の目的といたしまして、浄化槽整備事業。限度額は230万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

続きまして、歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。歳出です。1款1項1目一般管理費、本年度予算額3,816万5,000円、前年度と比較しまして86万2,000円の増額です。これは主に浄化槽の維持管理費の費用でございます。

1款2項1目浄化槽建設費、本年度予算額が624万2,000円、前年度と比較いたしまして370万円の減額となっております。31年度は5基の見込みで予算を立てております。

1款3項1目小規模集合施設管理費、本年度予算額83万2,000円、前年度と比較いたしまして3万円の増額でございます。これは城山住宅と馬場住宅の町営住宅の浄化槽を管理する費目でございます。増額は、光熱水費の増額でございます。

では、次、8ページをお願いいたします。2款1項1目元金でございます。本年度予算額は1,130万6,000円、前年度と比較いたしまして19万8,000円の増額です。

2目利子、本年度予算額が384万1,000円、前年度と比較いたしまして19万8,000円の減額でございます。

戻っていただきまして、5ページをお願いします。歳入でございます。1款1項1目浄化槽分担金、本年度予算額152万4,000円、前年度と比較いたしまして90万2,000円の減額でございます。これは建設の予定基数を前年度当初の8基から今年度は5基に変更したための減額でございます。

2 款 1 項 1 目浄化槽使用料です。本年度予算額 2, 0 4 7 万 8, 0 0 0 円、前年度と比較いたしまして 4 3 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。3 0 年度の決算見込みにより収入予算を立てております。

1 つ飛びまして、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金です。本年度予算額 3, 4 5 4 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較いたしまして 2 9 万 6, 0 0 0 円の増額としております。

飛びまして、次の 6 ページをお願いします。7 款 1 項 1 目衛生費です。本年度予算額 2 3 0 万円、前年度と比較いたしまして 1 5 0 万円の減額でございます。これは設置基数の減によるものでございます。

次に、9 ページをお開きください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。浄化槽整備事業債です。当該年度増減見込み額といたしまして、起債の見込み額が 2 3 0 万円、償還元金見込み額が 1, 1 3 0 万 6, 0 0 0 円、3 1 年度の年度末現在高見込み額といたしまして 1 億 9, 3 6 3 万円でございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第 2 6 号、平成 3 1 年度南部町公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

議案第 2 6 号

平成 3 1 年度南部町公共下水道事業特別会計予算

平成 3 1 年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 0 8, 6 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表 地方債」による。

平成 3 1 年 3 月 4 日

提出 南部町長 陶山清孝

平成 3 1 年 3 月 日

決 南部町議会議長 秦伊知郎

.....

3ページをお開きください。下の段です。第2表、地方債。起債の目的といたしましては、資本費平準化債でございます。限度額2,330万円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

それでは、歳出から御説明いたします。7ページをお願いいたします。歳出でございます。1款1項1目一般管理費、本年度予算額1,167万3,000円、前年度と比較いたしまして193万3,000円の減額でございます。これは主に人件費と納付いたします消費税でございます。

2目維持管理費、本年度予算額6,710万4,000円、前年度と比較いたしまして685万6,000円の増額です。これは処理場の維持管理費が主な費用でございますが、東西町浄化センターのストックマネジメント計画の策定業務の委託料が増となるものです。

3目汚泥処理費、本年度予算額2,980万2,000円、前年度と比較いたしまして121万5,000円の増額でございます。これは福成にございますコンポスト施設の維持管理費でございます。大山町と日吉津村、南部町で行っています。

次に、8ページをお願いいたします。2款1項1目、元金でございます。本年度予算額8,055万1,000円、前年度と比較いたしまして317万6,000円の減額でございます。

2目利子でございます。本年度予算額1,930万6,000円、前年度と比較いたしまして155万円の減額でございます。

戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。歳入でございます。1款1項1目下水道分担金です。施設整備は完了しておりますので、下水道分担金の滞納分の予算、歳入見込みでございます。本年度予算額7万1,000円、前年度と比較しまして7万2,000円の減額を見込んでおります。

1款2項1目下水道負担金、本年度予算額1,764万5,000円、前年度と比較いたしまして41万1,000円の増額となっております。これは汚泥処理施設維持管理負担金でございます。コンポスト施設の日吉津村、大山町からの負担金の歳入を見込んでおります。

2款1項1目下水道使用料でございます。本年度予算額6,514万5,000円、前年度と比較いたしまして340万6,000円の増額を見込んでおります。これは30年度の決算見込み額により予算額を見込んだものでございます。

1つ飛びまして、3款1項1目下水道費国庫補助金です。本年度予算額1,499万8,000円、前年度と比較して235万8,000円の増額です。これはストックマネジメント計画の

策定についての国庫補助金です。

次に、6ページをお願いいたします。4款1項1目一般会計繰入金、本年度予算額8,683万円、前年度と比較いたしまして109万3,000円の減額でございます。

2つ飛びまして、7款1項1目下水道債です。本年度予算額2,330万円、前年度と比較いたしまして340万円の減額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。9ページから12ページまでは給与費明細書を載せております。職員1名分でございます。

13ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。事項といたしましては、公共下水道処理施設維持管理業務委託で、これは処理場2カ所でございますので、その維持管理費を3年継続で委託するものでございます。限度額2,961万円。前年度末の支出額の見込みはありません。当該年度以降の支出予定額として31から33年度ですが、2,961万円でございます。

その下でございます。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。1の特定環境保全公共下水道債、2の資本費平準化債を合計いたしまして、31年度の増減見込み額として、31年度中の起債見込み額が2,330万円、31年度中の償還元金の見込み額が8,055万1,000円、31年度末の現在高見込み額といたしまして11億2,671万7,000円としております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。私のほうからは、議案第27号、平成31年度の南部町太陽光発電事業特別会計についてでございます。1ページ目です。

.....
議案第27号

平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

平成31年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成31年3月 4日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

それでは、歳出から御説明をしたいと思います。5ページをごらんください。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費でございます。本年度予算額3,393万6,000円、前年度比較で981万2,000円の増となっております。この主なものは売電収入計画値の増によりまして、基金への積立金の増額によるものでございます。

次に、2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。本年度予算額342万7,000円、前年度比較で3,930万3,000円の減というぐあいになっております。これは太陽光発電基金の一部4,000万円の繰入金がないための減額でございます。

次に、3款公債費、1項公債費、1目元金です。本年度予算額2,765万1,000円、前年度比較で9,983万5,000円の減でございます。これは住民公募債1億円の償還が完了しまして、電気事業債の償還元金のみとなった減額でございます。

続いて、2目の利子です。本年度予算額が201万7,000円、前年度比較として116万5,000円の減です。これは電気事業債の償還による利子の減でございます。

次に、歳入のほうを御説明いたします。ページ戻って4ページでございます。大きな変更点があるもののみちょっと御説明をしたいと思います。2款の繰入金、1項繰入金、1目基金繰入金です。本年度予算額はゼロ円です。前年度比較として1億4,000万円の減ということで、これは太陽光発電基金から住民公募債の1億円、それから一般会計への4,000万円の取り崩し分がありましたけど、それがなくなったということでございます。

次に、4款の諸収入、1項収益事業収入、1目の売電収入です。本年度予算額が6,782万9,000円、前年度比較で951万円の増というぐあいになっております。売電収入計画値の変更による増額ということで、例年、売電収入の計画値は算定式に当てはめまして安全率掛かったもので出しておったんですけども、27年、28年、29年の実績値をとりまして、今年度は、その90%ということで売電収入の計画値を設定させてもらったというものでございます。

次に、6ページをごらんください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。太陽光発電事業債、前々年度末現在高が4億7,047万9,000円、前年度末現在高見込み額が3億4,299万4,000円、当該年度中の起債の見込み額はございません。当該年度中の償還元金見込み額は2,765万1,000円、当該年度末現在高見込み額は3億1,534万3,000円となります。

以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時35分にしますので、よろしくお願ひいたします。

午前10時15分休憩

午前10時35分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第28号からの説明をお願いいたします。

建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第28号、平成31年度南部町水道事業会計予算について御説明いたします。

議案第28号、平成31年度南部町水道事業会計予算。

総則。第1条、平成31年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）給水戸数4,006件。（2）年間総給水量115万762立方メートル。（3）一日平均給水量3,153立方メートル。（4）主な建設改良工事。東上配水池残塩濃度監視装置更新。滅菌器等機器更新、これは統合前簡易水道の6基です。水位計機器更新、これも統合前簡易水道の2基です。円山地区配水管布設がえ工事。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款水道事業収益1億9,489万7,000円、第1項営業収益1億5,636万7,000円、第2項営業外収益3,393万5,000円、第3項特別利益459万5,000円。

支出。第1款水道事業費用2億2,076万4,000円、第1項営業費用1億9,693万2,000円。

次の2ページをお願いいたします。第2項営業外費用2,382万7,000円、第3項特別損失はございません。第4項予備費5,000円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款資本的収入4,535万3,000円、第1項企業債2,980万円、第2項出資金1,484万9,000円、第3項工事負担金70万4,000円。

支出。第1款資本的支出1億3,098万円、第1項建設改良費3,083万5,000円、

第2項企業債償還金1億14万5,000円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、計器の整備等。限度額2,980万円。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりでございます。

次の3ページをお願いいたします。一時借入れ。第6条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費465万2,000円。

他会計からの補助金。第9条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,235万8,000円である。

棚卸資産購入限度額。第10条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

それでは、9ページをお開きください。平成31年度予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下の段でございますが、平成31年度末の資金期末残高といたしまして1,957万8,000円を予定しています。

次に、10ページをお願いします。10ページから17ページまでは給与費明細書を載せております。昨年と同様、職員1名分を計上しております。

次に、18ページをお願いします。平成31年度南部町水道事業会計予定貸借対照表でございます。資産の部です。1の固定資産、次のページでございますが、2の流動資産を合わせまして、19ページの中ほど、少し上になります。資産の合計額といたしまして23億6,777万7,959円でございます。

続きまして、負債の部です。3の固定負債、4の流動負債、次、20ページになりますが、5の繰り延べ収益を合計しまして、同じく20ページの中ほど、負債の合計といたしまして16億3,531万2,680円です。

続きまして、資本の部です。6、資本金、7、剰余金、次の21ページの真ん中あたりですけども、資本の合計といたしまして7億3,246万5,279円。

その下の段ですが、負債と資本の合計額が23億6,777万7,959円の予定となっております。

次に、31ページをお開きお願いいたします。平成31年度南部町水道事業会計予算の明細書 を載せております。収益的収入及び支出についてです。1款1項1目給水収益、本年度予定額といたしまして1億5,467万2,000円、前年度と比較しまして78万3,000円の増額としております。

3目受託工事収益66万1,000円で、本年度予定額66万1,000円、前年度と同額です。これは原地内の町道改良工事と、能竹地内の県道改良工事の水道管移転補償を予定しております。

2項3目他会計補助金、本年度予定額191万2,000円、前年度と比較しまして20万6,000円の減額でございます。これは統合前の簡水の起債利息償還に対する一般会計からの繰り入れでございます。

次に、32ページをお開きください。支出でございます。1款1項1目原水及び浄水費、本年度予定額4,328万1,000円、前年度と比較しまして372万3,000円の増額でございます。これは主に水源ですとか浄水場に係る費用で、落合浄水場のろ過器外部塗装が大きな増額となります。

次に、2目配水及び給水費です。本年度予定額1,772万4,000円、前年度と比較しまして303万2,000円の増額となっております。これは配水設備に係る費用でございます。

3目受託工事費、本年度予定額373万9,000円で、前年度と同額でございます。これは県道改良による移設工事となります。

4目総係費、本年度予定額2,447万7,000円、前年度と比較しまして964万2,000円です。これは次の33ページ、委託料でございますけども、経営戦略策定業務で大きな増額となります。

次に、34ページをお願いいたします。2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取り扱い諸費です。これは起債の利子償還でございます。本年度予定額といたしまして1,885万8,000円、前年度と比較しまして210万2,000円の減額でございます。

3項特別損失、2目その他特別損失。前年度は施設更新の基本計画の策定など、委託業務を計上してございましたけども、本年度は委託料で計上しておりますので、前年度の比較は3,484万9,000円の減額となるものでございます。

次の35ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。収入です。1款1項

1目企業債、本年度予定額としまして2,980万円、前年度と比較しまして1,820万円の増額となっています。これは計器整備等や円山地区での配水管布設がえ工事に係る起債の借り入れでございます。

2項2目他会計補助金、本年度予定額1,484万9,000円、前年度と比較しまして52万1,000円の減額となっています。これは簡易水道の企業債元金償還に係る一般会計からの繰入金でございます。

次に、36ページをお願いいたします。支出でございます。1款1項1目上水道拡張工事です。本年度予定額としまして2,475万円、前年度と比較しまして618万円の増額でございます。円山地区での配水管布設がえ工事を予定しております。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予定額1億14万5,000円、前年度と比較しまして33万円の減額でございます。これは起債の償還元金でございます。

次の37ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。上水道企業債、簡易水道企業債、合計いたしまして、31年度の増減見込み額としては、起債の見込み額が2,980万円、当該年度中の償還元金見込み額が1億14万5,000円、31年度末の現在高見込み額が8億6,794万6,000円としております。

以上でございます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。平成31年度南部町公営事業会計予算書につきまして御説明申し上げます。

1ページをごらんください。議案第29号、平成31年度南部町病院事業会計予算でございます。

総則。第1条、平成31年度南部町の病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。（1）病院病床数198床、内訳でございます。（一般49床、療養50床（うち介護療養病床が20床でございます。）、精神99床）（2）年間延べ患者数、入院6万3,025人（うち介護療養病床分が6,039人でございます。31年度うるう年で366日）でございます。外来5万4,493人（実診療実日数240日）でございます。（3）一日平均患者数、入院172人、外来227人としております。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款病院事業収益24億1,470万円。内訳は、医業収益18億9,624万円、医業外収益5億1,846万円。

支出。第1款病院事業費用24億1,470万円。内訳でございます。医業費用23億4,502万3,000円でございます。医業外費用6,967万7,000円でございます。

2ページをごらんください。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,675万6,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入。第1款資本的収入6,555万6,000円。内訳は、補助金3,780万円、企業債2,700万円。固定資産売却収入75万6,000円でございます。

支出。第1款資本的支出2億2,231万2,000円。内訳でございます。建設改良費3,146万7,000円、企業債償還金1億8,820万5,000円、貸付金264万円でございます。

企業債でございます。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、医療機器等の整備でございます。限度額2,700万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。

続きまして、3ページでございます。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。医業費用、医業外費用。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費15億1,493万8,000円、交際費90万円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定めるものでございます。

7ページでございます。平成31年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。平成32年3月31日現在の資金期末残高、一番下でございます。368万1,000円でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。平成31年度南部町病院事業会計当初予算見積書でございます。予算につきまして少し詳細を御説明申し上げます。第1款病院事業収益、1項

医業収益、本年度予定額18億9,624万円でございます。対前年7,993万5,000円の減少でございます。内訳でございます。1、入院収益、対前年3,153万7,000円減の13億1,053万2,000円でございます。外来収益、対前年4,249万1,000円減の4億2,824万6,000円でございます。その他医業収益、対前年590万7,000円減の1億5,746万2,000円でございます。これは近年の医療事業減少に基づいた数字となっております。

次に、18ページをごらんください。2項医業外収益でございます。本年度予定額5億1,846万円でございます。対前年4,523万5,000円の増額となっております。これにつきましては、2目他会計補助金のところ、説明のところにありますが、南部町地域型保育補助金2,500万がきいております。

以上、収入合計、下の欄でございますが。対前年3,470万円減の24億1,470万円でございます。

次に19ページをごらんください。病院事業費用でございます。1項医業費用、対前年3,103万3,000円の23億4,502万3,000円でございます。これにつきましては、次の21ページ、下のほうでございますが、退職給付費、この退職手当組合負担金の減少に伴いまして経費が減っております。

22ページをごらんください。2目材料費、薬品費の減少に伴いまして対前年1,421万円減の2億2,071万5,000円でございます。

3目経費、対前年2,143万円の増、4億4,634万1,000円でございます。これにつきましては、消耗品費、光熱水費、燃料費あたりの増加に伴うものでございます。

次に、25ページをごらんください。4目減価償却費、5目資産減耗費、6目研究研修費ともに減少。2項医業外費用につきましても対前年減。合わせまして支出合計、一番下でございます、24億1,470万円、対前年3,470万円の減でございます。

次に、26ページ、資本的収入及び支出でございます。資本的収入及び支出、1款資本的収入、1、補助金、対前年300万6,000円の増、3,780万円でございます。

2、企業債、対前年350万円の減、2,700万円でございます。

あと、固定資産売却代金を加えまして、収入合計、対前年26万2,000円の6,555万6,000円でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、対前年262万2,000円の減、3,146万7,000円でございます。これは主に医療機器の購入費でございます。

企業債償還金、対前年2,117万7,000円の減、1億8,820万5,000円でございます。

貸付金につきましては、対前年と同様でございます。合わせまして、支出合計、対前年2,379万9,000円の減、2億2,231万2,000円でございます。

続きまして、12ページにお戻りいただきたいと思っております。平成31年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。平成32年3月31日現在でございます。資産の部、1、固定資産、2、流動資産、3、繰り延べ資産合わせまして、一番下でございますが、34億6,279万5,000円でございます。

次、13ページ、負債の部でございます。固定負債、流動負債、繰り延べ収益合わせまして、負債合計が34億457万6,000円でございます。

下のほう、資本の部でございます。資本金、剰余金合わせまして、5,821万9,000円でございます。負債資本合計でございますが、一番下でございます。34億6,279万5,000円でございます。

次に、27ページをごらんください。給与費明細書をつけております。上の表、左から2列目でございますが、一般職につきまして1名減としております。以下、28、29ページ、詳細をつけております。

最後に、31ページをごらんください。企業債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。区分、公営企業債、病院事業債。前年度末現在高、これは30年度末現在高でございますが、30億5,186万3,000円でございます。当該年度、31年度増減見込み額、当該年度中起債見込み額2,700万円、当該年度中償還元金見込み額1億8,820万5,000円。差し引きしまして31年度末現在高見込み額につきましては、28億9,065万8,000円でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第30号、平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算でございます。

総則。第1条、平成31年度南部町の在宅生活支援事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者1,300回、医療保険対象者3,200回。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益4,370万円。内訳は、訪問看護収益4,362万9,

000円、その他収益7万1,000円でございます。

支出。第1款在宅生活支援事業費用4,370万円でございます。内訳は、訪問看護費用でございます。

2ページをごらんください。一時借入金。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定める。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費3,972万6,000円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、29万5,000円と定める。

次に、5ページをごらんください。平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。一番下でございます。平成32年3月31日現在資金期末残高2,448万7,000円でございます。

次に、12ページをお願いいたします。平成30年度南部町在宅生活支援事業会計予定損益計算書でございます。1、訪問看護収益、居宅介護収益1,201万5,000円。訪問看護療養収益3,284万3,000円。合わせまして4,485万8,000円でございます。

2、訪問看護費用、1、給与費、材料費、経費、その他合わせまして4,255万2,000円。差し引き230万6,000円の益が出ております。

その他収益22万8,000円を足しまして、下から3段目でございますが、30年度当年度純利益253万4,000円ございました。

前年度繰り越し利益剰余金2,611万9,000円に足しまして、30年度当年度未処分利益剰余金2,865万3,000円となりました。

続きまして、13ページをごらんください。平成31年度南部町在宅生活支援事業会計当初予算見積書でございます。収益的収入及び支出でございますが、1款在宅生活支援事業収益、1、訪問看護収益、対前年38万円減、本年度予定額4,362万9,000円としております。内訳、居宅介護収益、対前年350万1,000円の減、訪問看護療養収益、対前年312万1,000円の増でございます。

その他収益合わせまして、収入合計、対前年36万円減の4,370万円としております。

14ページをごらんください。在宅生活支援事業会計、支出でございます。1款在宅生活支援事業費用、1、訪問看護費用、対前年36万円減、本年度予定額4,370万円でございます。内訳は、給与費、材料費、経費でございます。支出合計、対前年36万円減少、4,370万円

でございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。それでは、議案第31号から説明させていただきます。議案書の24ページからでございますので、ごらんいただきたいと思います。議案第31号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について。

鳥取県西部町村就学支援協議会規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法第252条の6の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは障がいのある幼児、児童、生徒の障がいの種類及び程度の審査並びにその障がいの状況に応じた就学支援の審査に関する事務を行うに当たり、協議会の代表である会長を町村長からより教育に責任を持つ教育長に変更するため、規約の改正をするものでございます。

なお、合わせて文言の一部修正を行うものでございます。

変更規約の施行は、現在の委員の任期に合わせるため、平成31年6月1日施行となっております。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは緑水園施設の老朽化に伴い、今後、施設の年次的な改修が想定されるため、今年度実施した給湯施設更新事業も含め、現行の計画期間である平成37年度までの改修費用の限度額を緑水園施設改修事業として、下中谷・赤谷辺地総合整備計画に追加をするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 議案の提案説明が終わりました。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議案の進行上、4日に提案がありました議案を含めた提案順に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されておりますとおり、簡潔に、かつ、疑問点のみ行っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、個別質問は予算決算常任委員会で十分に質疑がなされると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第6号）、質疑ありませんか。
10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 30年度の一般会計補正予算について、1点でいいです。補正予算4,549万円の減額、要は実績に伴う4,500万の減額になったわけだというのが大きな中身で、これは繰越金とか基金等に繰り入れられると思っていいと思いますが、中身について一番大きいのが民生費の2,390万円からの減額、衛生費は6,480万の増額。この増額の原因は病院の補助ですが、これは当初予算についてお聞きしますけども、一番ちょっとお聞きしたいのは、農林水産業費が一番多いんです。3,500万の減額なんですけども、これはほとんど恐らく実績に伴うものだと思っておりますが、なぜこのような、例えば一番私たち身近なのは多面的機能支払い交付金とか、がんばる農家プランとか、集落営農体制強化とか、新農業人研修支援事業とか、農業水路等長寿命化・防災減災事業とか、中には繰越明許のものもあるかもしれませんが、このように里地里山を守るための農業の施策について、余りにも減額が多いと私は思いますけども、この中身については詳しくは委員会でお聞きしますけど、大ざっぱなことと、あとそれに伴いまして、町長は南部町の農業施策をどのようにこのようなことを、これらを見られて思われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。中山間の多面機能や、それから直払い、法制度化されました。これをいかに町の中に確実に全額入れるのかが一番大きな農業課題だろうということは、これまでもこの議場の中で何度も話してきたところです。その中で産業課も一生懸命やってくれてるというぐあいに考えていますけれども、高齢化やそのようなことで踏みとどまっておられる集落もあろうと思っています。

新年度におきましては、このあたりのところをもう少し町としてどこが必要なのか、アンケート等を聞きますと事務が非常に難しい。それから、途中で5年間の中で私は農業をやめると言ったところのペナルティーについての不安、こういうものがあると思います。いわゆるそこをしっかりと支えるような機能がなければ、直払い機能もなかなかできないような時代が来てるというぐあいに思っていますので、支えられる部分はしっかりと支えるような機構をつくっていく必要があると思います。それはやはり集落営農であったり、法人化を進めることや、さらには南さいはくを中心とした農業問題は、またこれは少し別の角度から考えなければ、農業収益等を上

げて一般的な営利目標だけのことではなかなか対応はできないだろうと思っています。このあたりを31年度に向けて対応したいと思いますけれども、残念ながら詳細につきましては、また担当課長のほうが申し上げますけれども、私の考えとしては、ぜひとも予算を認定いただいたものに対してはしっかりとやっていきたいと思っておりますけど、実績だということでお許しいただきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。私のほうからですが、産業課の所管での農林水産業の減額理由としましてですが、大きなところはやはり国、県の補助金に絡むものでございます。通常、9月末には国、県に要望を上げるためにそれまでに法人や集落営農、認定農業者の皆さんに今後の経営を見据えて整備に必要なものの要望とか、聞き取りを行っております。その結果、減額になるわけなんですけれども、大きな理由としては3つ考えられるものと思っております。

1つ目は、国、県の予算がそのまま要望がつかなかったという場合。それと、次には見積もりをされます。その結果、請差によって予算よりもかなり低い金額で見積もりされた結果、事業を整理されたという場合。それと、9月時点では予定をしておりましたものですが、その後の経営見通し等によりまして事業を取りやめをしたり、次年度に延ばすとか、変更されるという場合もございます。そういった大きな3つの理由があるものと考えております。

ただ、国、県の予算との関係もありまして、当初要望していないと予算をつけてもらえないということもございます。年度途中での配分が難しい部分につきましては、農業者の方にも経営的なことがありますので、その辺のところの経営に支障がないようにということでも考え、予算としてはできるだけつけるようにというぐあいに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 詳しくは委員会でお聞きしますが、町長の方針は、今、町長が言われました。農業者の青年等に何かいろいろミーティング、会合されていろんな意見聞いておられるようですが、何としても予算のとおり頑張りたいというような、町長の姿勢でございます。

それに対して担当課の今のお聞きしましたら、これは建設課にも該当いたしますが、国、県の予算が結局来なかったと。それで、こういう結果になったのが最大なのか。それとも、やろうとしてやれなかったのか。その辺のことは感じとしてはいかがだったでしょうか。これは建設課にも同じようなことをお聞きしますが、建設課も2,490万からの減額なんですね。これは

ほとんど道路とかあんなんで国の予算がつかだったということで、計画はあるんだけど繰り返し繰り返しになっちゃったということはよくお聞きしますが、それで間違いないかというも2つ合わせてお聞きいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。まず、1点目の農林水産業費のほうの建設課所管、担当しております農業水路等長寿命化・防災減災事業の減額については、工事内容の見直しを行っております、いわゆるため池の改修を行うというものでしたけども、堤体の補強というのを取りやめることができたということでございまして、現場調査、詳細に調査したところ必要がないことだったということによる減額でございます。

もう一つの建設改良費、道路改良に関する減額でございますが、やるという計画を持って国のほうに補助金の交付申請を行ってるわけですが、国からの補助金が要求どおり来ないという現実が、それが理由でして、やろうとしているんだけど何らかの事情で事業が進まないとかということではなく、国庫補助金、国の補助金に頼っている道路改良という事業そのものがもともと来ないということで、計画が繰り返し延べになっていくということでの減額でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。産業課の場合は、事業を今回減額数が本数としまして8本ほどございます。本数も多いということで、一概にこれだという一つのものはありません。

ただ、多面的機能とかということになりましたら、計画では南さいはく地域全地域というところで、その面積を対象に取り組んでおりましたけれど、結果的に加入をしていただけなかった面積を落とすという減額になってしまったことがございます。そのように、取り組みをした結果、できなかったという事業もございしますが、それぞれいろいろな要件によってということで、これという理由ではない、一つに絞ることはちょっと難しいというぐあいに考えております。以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、委員会で細かいことについては担当の課長さんから聞くんですけども、町長は本会議場しかおられませんので、ちょっと町長の気持ちを聞きたくて問いま

す。

きのうの町政の施政方針があったんですね。その中で、やっぱり町長が言われるのは地域の環境の共生にはやっぱり農業、林業、このことに力をつける。このことをやっぱりやらないと、なかなか町の運営としてはうまくいかないじゃないか、生活がですね、町民の、いかないだないかということ言われたわけなんです。そこで、先ほど細田議員もあつたんですけども農業の関係と、それから林業でやっぱり減額がかなり補正予算で出ております。

私は、いろんな項目がありますね、例えば多面的だとかがんばるとか、それから新規でなかった、林業の基盤とか、そういうことがあります。国は恐らく農業とか地方のそういう産業をそのままにしておいてはいかんということでの考えで、そういう予算を出してると思うんです。ただし、その行政の、本町によってはいろんな補助枠がというもんがあるんですけども、項目がですね。こうこうこういう条項、例えば反当がこれだけだとか、あるいは人数がこれだとか、面積がどうだとか、いろいろあるんですけども、なかなかそぐわない面もあるんじゃないかと思うんです。

私は、やっぱり自治体として町独自でそういうことができる、そういうような独自の施策をやってもいいじゃないかというようなことを、せっかく国がお金を出すというんだから、そういうこともやるべきことをやるべきだないかということも、ぜひ国、あるいは県に出すことが必要ではないかと思うんです。恐らく首長会で国のほうへ要望されてるんだと思うんですけども、恐らく全国ではそういう悩みというのは非常に多いと思うんです。そういう中からいえば、その自治体が独自に施策をつくることを、ぜひ国にやるべきだということを声を上げていただきたいということがまず1点です。

それと、もう一点は、やはりいつも不用額が出て予算が黒字決算になります。全部使い切ってしまうとは言わんですけども、やはり高齢化する中、そういう中で若い農家の方も農業にもっと意欲を燃やすためには支援、そのためにはこれだけのものやれと大きななどと、大きな支援は別として、やる気が起こるようなことにやっぱり町独自でも、そういうことをやるべきだないかと思うんですけども、この2点について町長の考え聞きます。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。農業問題は非常に奥が深い問題だと思っています。南部町の農業の生産額、産業としての農業産出額は14億7,000万円です。例えばお隣の伯耆町は20億、日南町は34億、大山町は106億なわけです。14億7,000万のうち米が5億9,000万、野菜が3億、それから果実が2億8,000万、畜産が1億8,000万、こういう

ような構成です。

私はこれから考えれば、まだまだ伸び代はあると思っています。もう少し南部町の農業に若い人たちにかかる期待というのをかけてもいいと思ってますし、若い皆さんも非常にやる気がある。それから、特にネギなんかでは鳥取県西部の中の平均年齢からすれば非常に若い。先日、若い人たちの集いに参加して若者たちのそういう意見を聞きながら、非常に期待をするところが大きいなというぐあいに思ってます。

独自の政策ということになりますと、国庫補助とのいろいろな関係がありますけども、その辺の工夫というのは、やれるところはやっていこうと思っています。私は、農業に対して大きな期待を持っていますので、考えられる施策というのはここ数年の中でしっかりと取り組んでいこうと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長から非常に前向きな答弁を聞きましたが、ただ、この近隣の町村と、自治体と比べて、確かに生産の金額というのは少ないと思うんです。しかし、農業というのはやはりその土地土地の自然環境ですね、それによってかなりやっぱり変化があると思います。例えていいますと一概に頭に描くと、日南町なんかはああいう山奥の辺で……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩してください。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 手短にまとめていただきますように。再開します。

○議員（12番 亀尾 共三君） 続けます。日南町なんか、頭のイメージからすると何かあんな奥部でどうかなという感じがするんですけど、ところが行ってみると結構平坦で日当たりもよく、また水の位置もいいような、そういう状況がかなりあります。そういうことを考えますと、やっぱり確かに南部町については、この町内については金額的にいうと少ないんですけども、しかし、平地と、それから山間地ありますね、そういうところから考えると、それ独自について、やっぱり先ほど国の決め事についてはなかなか難しい面はあると思うんですけど、町独自の施策というものを積極的に進めていただきたいということをどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） ここで即答はできませんけれども、今回の31年度予算の中でもいろいろと検討かけているところがございます。特に6次化、加工をするということが大事だろうと思

ってます。南部町の特徴は、1年かけて生産をする、そしてお金にする期間が極めて短いことにあると思います。6次化することによって農家の収益を均衡化し、12カ月間収益を上げるということは、南部町の農業の喫緊の課題だろうと思っていますので、そういう点の製品開発というものもやっていかなくちゃいけないと思っています。

それと、やはり特に山間地、南さいはくの、先ほど産業課長が言いました多面的機能を南さいはく全体でやろうという機運が今できています。ぜひこれは地域政策として、環境政策として私はぜひとも取り組んでいかなくちゃいけない課題だろうと思っています。そのあたりに職員をしっかりと、関係者の中にしっかりと職員が中に入って応援するような体制も組んでいく必要があらうと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。今回、補正予算の中で、通称プレミアム付商品券の、これの準備予算が組み込まれているんですけども、これスケジュール的な部分だけでちょっと質問したいんですが、今回の3月の補正予算で組み込まなければならないような、そういったスケジュールのものなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。急に組み込まなければならないかということですけども、目途としましては事務的には30年度でやる予定はございませんで、全額繰り越しの予定としております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤議員、よろしいですか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員会で審査するに当たり、町長に聞いておきたいことが5点あります。申しわけありませんが、補正予算の事業説明資料のところの中身のほうを具体的に質疑したいので、これを使わせていただきます。

まず、1点目は、4ページ、5ページに当たって出ているがんばれふるさと寄付金事業です。ここに書いてある内容を見ましたら、寄附金事業において事業費の不足が生じたと、こう書いてあって、基金を取り崩して事業費に充ててるということになってるわけですね。このふるさと基金の使い方は、入ってくる金額の7割を経費に充ててデザイン機構に出していくということだったと思うんですけども、その考え方が変わったのかなと思ったんですけども、その考え方が変わ

って基金を取り崩して割合を変えたのですかということを知っています。そういうふうには読み取れたわけですよ。であれば、この基本的な今まで受けた説明と違うのかなと思ったんですけども、その説明してください。1つはそれです。

2つ目が、先ほど9ページに出てきたプレミアム付商品券の件です。この件については、プレミアム付商品券は10月からの消費税増税を理由にして、低所得者対策だと言われて非課税世帯等に商品券を買うときに20%の付加価値をつけましょうという内容なんですよ。それで、今回見た金額が122万3,000円の金額を、要は、結局は国が国の政策でいろいろ考えるんだけど、やることは町がしなさいよ、市町村がすることになるわけですよ。この中で見たら、課税、非課税分けていかなければいけない、郵送等の準備をしていかなければならない、その金額で122万3,000円出してるよというんですけども、この中で職員にしてみたらすごい仕事になるわけですよ。全額国から出ますよといっても、これを見る限り職員の人件費は一体どこに入ってるんですかというの聞きたいんですよ。そういうことを国がやってることだから仕方がないというんですけども、このことでやはり地元から私たちが考えないといけないのは、本当にこういうやり方が住民にとってメリットになるのかということと同時に、自治体にとってどうなのかということも考えたほうがいいんじゃないかと思うんですよ、町長。こういう仕事ばかりふやしてきて本当に住民が喜ぶ施策になるのかという点ですよ。そういう点で、町長、どのようにお考えでしょうか。私は、町村長会等を通じて、やりたかったら国が全部責任持ってやりなさいということで、ちゃんと言ったほうがいいと思うんですよ。こういうことばかりやらせて、町職員とか地元にはもっと大事な仕事があると思いませんか。その辺をきちっと意見言ってほしいと思うが、どのようにお考えかということと、このプレミアム付商品券、消費税増税に絡んだプレミアム付商品券の発行について、住民にとってはどのように経済的な前向きな姿勢が出てくるというふうにお考えでしょうか。それと、国に対して言っていかなければならないのは、国がやってきたプレミアム付商品券で、うちはどれほどの波及効果があったのかということとをちゃんと行って、これが本当に役に立ったのかどうかということを検証してもらうようにしたほうがいいと思いませんか。以前の商品券に比べて非常に出しにくいし、使いにくいし、効果が回らないようなやり方になってるということについて、町長、どのようにお考えでしょうか。

3点目、この中でいえば16ページの子どもの広場の件です。これについては過去、構想をまとめて、いわゆる提案する者、住民も一緒になって考えてきたという点で、私はメリットの点があると思うんですけども、デメリットの点でいえば、管理していく施設をつくっていくことについてどう考えていくかという点です。住民から上がっていくときやこの子どもの広場を考えると

きには、緑水園周辺の公園がありますよね、あの公園を議会で見に行ったときも非常に管理ができていなくて、今後、公共施設を整備する管理等が計画出てくると思うんですけども、そういうことを考えたときにそれでも子供たちの遊び場がなくて、今回の遊び場についていえば、町長は最大のメリットどこだということを住民に説明していくというふうに考えていらっしゃるわけですか。その点をお述べいただきたいというふうに思います。

4点目が、保育園関係です。19ページ、20ページに出てきます町直営両保育園の保育士の報酬、賃金が約1,000万減額されています。町長、平成30年度は本当は保育士が欲しかったんだけど採用されなかって、非常勤を採用求めたところ数が来なかったと、こういうふうに私は理解しているんですけども、この30年度については町長、保育士の採用というのを行ったわけですか。こういうふうなことが例年何年間か繰り返されてることを考えれば、保育士不足というのはもう目に見えとったというふうに思うわけですよね。聞きます。平成30年度はこの保育士不足の対応にどのように取り組んできたのか。

次、5点目の34ページです。病院事業費が今回6,970万の補正をしております。それで、これは予算書じゃなくてここを見ていただきたいと思いましたが、地方交付税の確定並びに繰り出し基準に基づく元利償還金等の計算をして出したんだよとおっしゃっていますが、地方交付税の確定そうかなと思って見とったら、地方交付税の確定のところの一番最後に利子補助金の3,182万8,000円、これが出ています。これは地方交付税とは関係のない金額ということになっていますよね、その確認なんです。その確認と、これはいわゆる利子補助ですね。県が利子補助してくるときに町がしてこなかった利子補助分を入れてきたのだというふうに、私はこれで見ただけですけども、これについての町長の見解です。このような内容については、当初からきちっと予算化すべきではないかという点についてどのようにお考えなのかという点と、今、西伯病院を取り巻く状況の中で、どうも来年度の予算見とったらこれがついてないわけですよね。どのように考えているのかという点について町長の見解をお伺いしておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。5点にわたって御質問いただきました。順次お答えしていきたいと思えます。

まず、がんばれふるさと寄付については、これまで申し上げてきた構造と何ら変わるものではないので、安心していただきたいと思えます。

2点目、プレミアム付商品券のことです。これは消費税増税で弱者対策としてするんだということの政府見解でございますし、それから、消費税は私たちの地方税の中でも非常に大

きなウエートを占めています。今回の31年度予算の中でも1.8億円を占めてまして、住民税に次ぐ重要な税だと思ってます。これは町長としては極めて重要な税なわけです。ただ、景気の冷え込みだとか、満遍なく住民に対する影響があるということは考えますけれども、社会保障に対する経費がここまで上がってきてるわけですので。民生費に対しても非常に大きなウエートを今回占めてることは御承知のとおりだと思いますので、ぜひこのあたりのところは御理解もいただきたいですし、私どももこれに協力するとかそういう意味ではなくて、住民生活に大きな影響がないようなためにできるだけ努力したいと思っています。

それから、3点目の子どもの広場でございますが、どうやって管理していくのかということです。この2年までこの期間をかけたのは、これまでの公共事業のように行政のほうが一方的に設計をしてこれで楽しんでくださいという施設ではなく、住民目線で実際に使われるお母さんやお父さんがこの計画の中から携わっていただいでつくる。そのことによって、子供たちも参加して芝を張るだとか、遊具を一緒になってつくるだとか、そういうことに公共事業の新たな展開を見せたいと思っています。したがって、これから管理していく中でも、できるだけ最低限の管理でいいではないかと思っています。本当に緑色の芝をずっと管理運営しようと思えば、常に散水し続けなければなりません。これは私はきれいなサッカー場であったり、学校等のそういうところはしなくちゃいけませんけれども、芝刈りだとか管理は一定程度は必要ですけども、このあたりについても住民の皆さん、利用される皆さんの協力をいただけるような、そういう仕掛けをぜひ一緒になって考えていきたいと思っています。

4点目の保育士です。保育士のこの30年度は、御存じのように新たに保育士を補強しましたがけれども、残念ながら途中で職員がやめたということもありますし、それから賃金でございますので、非常勤職員の補強ということがままならなかったということからの減額だろうと思っています。

5点目の病院について、3,000万円の利子補助だといいます。これはここで議論してました県の利子補助の問題ではございません。これは起債償還に対しまして起債償還額の2分の1、その中のまたかつ20%、その20%について病院に頑張ってきてもらいましたけれども、ここはやはり国としての制度である部分を病院が非常に厳しいときには補填しよう。これは今までここの中でずっと議論してきたことですので、それを5年まとめて出すだとか、そういうことはこれまでもやってきたことですので、今回、病院も経営が非常に厳しい状態にありますので、30年度の補正として今回計上させていただいたところでございます。よろしく願いいたします。（「議長、ちょっと休憩してください」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時44分休憩

午前11時45分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 今言いました数字が少し適正でなかったと思います。起債償還の4割部分……（「半分の」と呼ぶ者あり）半分の40%をとということですね。全体であれば20%になると思いますが、その部分がルール上あるところをこれまで病院のところに頑張っていたいて、さらには過去にも5年まとめてだとかということで、この場で病院のほうに支援してるということもありますので、今回、30年度の中でその分を補正させていただいたということでございます。訂正させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正がありましたので、よろしくお願いいたします。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりやすいので、先、5番目の病院側から聞くんですけどね。私が指摘したのは、利子補助金が3,182万8,000円のことを言っているんですよ。元利償還金の2分の1の40%って5,462万3,000円ですか、これはわかってる。これは繰り出し基準に基づいて出してるんだというのはわかったんですよ。聞いているのは、もしよければ34ページの説明資料を見ていただけたらありがたいと思うんですけども、この利子補助、いわゆる平成30年度地方交付税の確定と書いてある中で、利子補助が3,182万8,000円入っているんですよ。これ横で見たら交付税の合計4億3,900万で、総計が4億7,000万と書いてあるから、交付税じゃなくて一般財源が入ったのかなと見たわけなんです。そうではないということですか。その説明だ。後ろでうなずいてるから、その説明をしてほしいと思ったんです。

ということは、町長がおっしゃるように県が補助金出してる分に対応する町の補助金は、今回も出ていないというふうに感じていいわけですね。なぜ出さないのですかと聞きますね、そしたら。出ていないわけですよ、今回。それではないということですね。それではない……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午前11時47分休憩

午前11時47分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（13番 真壁 容子君） 言ってること通じたでしょうか。（「わかります」と呼ぶ者あり）そのことが1点です。

それと、2点目の非常勤の2人が約1,000万で減額になってる点についていえば、おっしゃるように1人やめられて大変だったということですけども、町長、いろんな対応考えないといけない。非常勤が来ないということは、この非常勤の給与がどうだと、報酬がどうだったかということについては、町長、どう考えていらっしゃるわけですか。今回、新たに31年度の予算では民営化した保育園の待遇改善図ると言ってるんですよね。この30年度の予算が明白だと思うんですよ。要は、非常勤を応募しても来ないんですから。その点についての何らかを対応しないといけないという考え方が出てきて当たり前だと思うんですけども、これはどうなんでしょうか。それとも、保育士採用しているから、非常勤職員については考える必要がないという考え方持ってるんでしょうか。毎年こういうことが起こってるから聞いております。

それと、後から言って申しわけありませんが、子どもの広場については管理のことについても考えていらっしゃるというのはわかるんですけども、今、なかなか経費節減でも大変な中で、子供たちのことを考えて子ども広場をしようというのは、これ大いに結構だと思うんですよ。しかし、町長が考えている、これ町長がいろいろ回ってきて選挙の公約の一つでもあったと思うんですけども、今回する子どもの広場の一番のメリットというのは何だというふうに考えているわけですか、それ聞きたいんですよ。要は、各個にしようかって言ったけど1カ所になりましたよね。ニュータウンの場所になった。いろんな意見聞かれたと思うんですけどね。恐らく委員会では本会議の本予算もあるから、これからの建設してどれぐらいの子供が利用してるとできるかとか、そういうことも聞いていくんですよ。いくんですけど、基本的に町長が子どもの広場、今回結果として1カ所にまとめてニュータウンになってきたって出たものですから、それが町長の構想としてどのように実現したと考えているのか。それと、メリットは何だと思うのかというのを聞いておきたいんですよ。今回の一つの、31年度のあれになってきますからね。

プレミアム付商品券については、町長、どうも町長の考え方、消費税というのは住民にとって大変ですけども、地方財政にはメリットがあるよと言ってるんですか。もしそうであれば、消費税がいろいろ入ってくるといいますけども、今回8%が10%に上がるに当たって、地方財政にどのような影響があるかということを見とかないといけないと思いませんか。本当に地方財政にとっていいんだというのであれば、地方財政でいろんな工事に取り組む中で、今回10%上がる

ということが町にとってどういういいことがあるのか。そのことを言ってくれないと、私たちは今回国の言ってることが仕方がないと言っても、そこは地方自治で言うべきこと言っていっただいいと思うんですよ。私は、こういうことを町にさせて、自治体にお金やるからしろと言ってさせて、仕事をふやして住民にとってどれだけメリットがあるのか。町にとってどれだけ財政のメリットがあるのかということを言っていけないといけませんか。それでお聞きしたいのは、住民には大変だけでも、消費税増税についてはメリットがあるというのであれば、町財政全体でどのようなメリットが出てくるのかということを示していただきたいと思うのですがどうでしょうか。

ふるさと納税については、7割を変えていないということですね。それについては理解しました。以上、答弁をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。病院の先ほどの答弁の中で、元利償還の問題がありました。これまでの精神科の部分について、起債償還の部分について町が出してないじゃないか。それを出すわけではありません。それはなぜ出さないのかといえば、県の補助金交付要綱では出す必要はないというぐあいに読み取るんだということは、この議会の中でも何度も議論になったところでございますので、これは義務ではないと思っていますので、出さないということでございます。

保育士のことについてですけども、この一番の原因はやはり保育士不足にあらうと思っています。現に今回委託します小規模保育の中では、条件だとかそういうこともあるかもしれませんが、整理をすればきちんとすぐに集めることはできます。これは多分でございますけれども、小規模保育に対する保育士さんの側から見れば、保育の体制だとかそういうことに対して魅力があるんじゃないかと思います。運動会がないだとか、行事がないだとか、そういうことが小規模保育に保育士さんが向かう一つの原因だろうというぐあいに、これも言われています。企業型保育園というものも今非常に問題になってますけども、これもたくさん米子市内や近隣にできております。こういうところにたくさん保育士がこれまでの中で就職してますので、この獲得競争ということになっているのが現状でございますので、非常に苦戦をしているところもあります。これが一つが一番大きな原因だろうと思っています。条件を上げるということもありますけども、31年度には指定管理をいただいていますゆーらくのところにもきちんと獲得できるような部分の賃金を、賃金相場が上がっていますので、それに対しての新年度予算ということで対応する予定もしております。

それから、子どもの広場の一番のメリットでは何かという御質問がありました。1カ所にまとめたわけでは決してありません。今ある施設を有効に利用するという視点が一番大事だろうと思っています。昨年は子育て支援課が町内にあります農村公園のリストをつくってくれました。お母さん方からも非常に評価をいただいています。QRコードでそれをぱっとするとどこにあって、どうやって行くんだということがあります。地域の皆さんがこれまで一生懸命支えてくれましたその公園をぜひとも、少子化で子供が減りましたけれども、ぜひ地域みんなで利用し、育てられる環境にというのは私の思いでございますので、決してその1カ所に集約したわけではありません。今回新しくつくるところは先ほども言いましたように、お母さんやお父さん方が一緒になってつくるような公園が必要なんではないか。そして、そこで育った子供たちがまたこの南部町に残ってお父さんやお母さんとの思い出の中の公園で、また子供を育み、またつくっていく、そういうことを夢を語りたいたいと思って進みたいと思っています。

プレミアム付商品券でございますけれども、これはやはり商品券に関しては住民の皆さん、生活者の皆さんに私はメリットがあろうと思っています。消費税全体に対しては、これは御理解いただかなくてはなりませんけれども、介護保険であったり、それから保育料の無償化であったり、こういう面で住民の皆さんにもメリットがあろうと思っています。消費税の冷え込みだとか、いろいろな問題があると思いますけれども、そのあたりのところ町長がこっちのほうがいいとか悪いとかというわけではありませんけれども、現実は今動こうとしていますし、行政の中でも保育料の問題や介護保険の問題で、一定のお待ちになってる方たちもたくさんおられます。そういう面を考えれば、住民の皆さんにはぜひ御理解をいただいて協力いただきたいと、こう思っている次第でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 消費税、プレミアム付商品券については、私はやはり町としての責任は、いい悪いはともかくとして、国からの仕事をするというのであれば、どれだけ国から自分たちのする仕事に当たってはどれだけ経費がかかって、どれだけの効果があるかという検証をやっぱりしておくべきではないかと。それが私は地方自治体の一つの役割になってくるのではないかと考えてるんですよ。仮に意見を言わなくても、実際どれぐらいの経費がかかって地方財政六十数億の南部町においては、消費税増税についてこのような支出増があった、このような歳入があったということを、それは言えるようにしておいてほしいなと思いますので、ぜひ御検討をいただきたいということを言っておきます。

それから、非常勤保育士の件については、町長は南部町の直営保育所の非常勤が来なかったの

は、待遇ではなくていわゆるその中の仕事ですね、小規模保育のほうが仕事がしやすいと思っ
るとか、そういうところに原因があるとお考えでしょうか。私は民営化の保育士のところの待遇
改善を図っていくというのであれば、当然もう結果として出ているんですから、町にも来ないん
ですから、この非常勤職員の改善、これを正規の職員に置きかえていくとか、非常勤職員の抜本
的な待遇改善、これを補正予算が今、物語っているのではないかと思うんですけども、その辺で
す。町長は今聞いておったら、どうも選ぶのが自分とこの町、選ばれなかったみたいだと言っ
たら、言ったら非常勤職員を当てにすることはできないから、全部を正規職員にして保育所運
営をやっていくつもりなんですか。その辺をお聞きしたいんですよ。平成31年度でも当然その
話が出てきますけれども、少なくとも今の時点では、非常勤職員の待遇改善というのは出てきて
当然だと思うんですけど、どうなんですか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。1点目の御質問にありましたプレミアム付商品券に
つきましては、消費税全体について、財政について今回消費税をプラス側に見た予算も組んでお
りますけども、一定のプラスはあると私は思っています。ただ、それと同じくして、当然今言わ
れました保育園の部分の4分の1部分は町の負担になるわけでございますから、これも非常に厳
しいというふうに思っています。一つ一つを見れば、プラスになる、マイナスになる、これ即答
できませんけれども、ただ、子育て支援という視点では、お母さん方、お父さん方はお待ちにな
ってる部分もあると思います。介護保険も待っておられる方もおられると思います。そういう面
では、一定のメリットがあるんじゃないかなと思ってます。また、財政の評価については、実施
になられた後にその経過を見ながら検討もしていきたいと思っています。

それから、保育園の問題ですね。小規模保育園のほうが魅力があるんじゃないかと、これは人
によっても違うかもしれませんが、私がなぜそうやって小規模保育園のほうに行くのかと
いうことを業界の方にお聞きしたら、そうではないかという話がありましたので、ちょっとそれ
だけの話で向かってしまいました。賃金や労働条件や、いろいろな課題もあると思います。学校
の先生方と同じように、やはり労働条件だとかそういうことの改善が必要だろうと思っ
ています。これは急に変化はできないかもしれませんが、そういう面で働き方改革ということはし
ていく必要があると思っています。

それから、非常勤職員の賃金改善ですけども、これは保育園だけというわけにはなりません
ので、町全体の中で今後の同一労働同一賃金という視点の中で、必ずや改革のものが出てく
ると思います。その中で、町の職員体制は何人にするべきなのかどうかということも大きな課題にな
る

うと思います。人口が減少する中で、または子供たちが減る中で保育体制であったり、それから職員の体制であったり、これは重要な問題でございますので、町の中でもじっくりと検討しながらその方向を見きわめたいと思っています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 加藤です。済みません、子どもの広場の整備事業なんですけれども、これ以前一般質問で陶山町長に問い合わせ、規模は一体どのようなものなんだろうかというふうに質問しました。そのときに、陶山町長としては当時はまだ何か自分が発言した場合、それがひとり歩きしたら困るので詳しいことは言えませんよという、そういう発言だったと思います。それと、あと今回の3月議会でイメージボードみたいなものを提出してもらうようになってるんで、まだそれ見てませんのでどういう内容なのかよくわかりません。それと、全協で聞いた感じでは、どうも一番最初、この子ども広場の整備事業、当初はスモールパーク構想という言い方もあったと思うんですが、どうも何か話を聞いてるとスモールパークじゃなくて、どちらかというとスモールテーマパークみたいな、何かちょっと当初の言ってた構想から何か違ってきてるんじゃないかと思うんですけど、そのあたり陶山町長、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。確かにそう申し上げたのを今思い出しました。私がそこで事業規模を例えば2,000万と言えば2,000万がひとり歩きするし、こんな格好をと言えばそれがひとり歩きしますんでということを行いました。

2年間、時間をかけながら子供たちのお父さんやお母さんの意見を反映しましたので、また全協の中で見ていただきたいと思っておりますけども、あくまでもポケットパークだと思います。小さな区域ですので、その中でお父さんやお母さん方が子供たちと一緒に公園をつくったり、さらにはその世代が次の世代を産んで、一緒にまたお父さんや家族の思い出の一つの場所として残ればいいなと思います。

こばかりではなくて、その考え方としてこれから今までつくった農村公園であったり、そのあり方や運営の方法についても、これから今指定管理だとかのも含めながら、いろいろな考え方があろうと思っています。公園として管理ができてるところや、管理ができてないところもありますし、そのあり方等もあろうと思っています。町内にあるせっかくのその資源というものを有効に使っていく方法も必要だろうと思っていますので、それは少し長い公共施設という観点の中から、どういった管理がいいだろうか、またどんな使い方が必要なんだろうかということは、今

後も検討していきたいと思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は午後1時から、13時からにしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時03分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

議案第3号、平成30年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点あります。予算書の4ページには……（「マイク」と呼ぶ者あり）入ってますか。

○議長（秦 伊知郎君） 入ってません、ランプがついてませんので。（「電源入ってますか」と呼ぶ者あり）

○議員（13番 真壁 容子君） 感度が鈍くて済みません。いいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 結構です。

○議員（13番 真壁 容子君） 4ページの歳入のところで税が2,434万8,000円の減で、その分に相当するぐらいの金額の基金2,800万円が基金繰り入れられてるわけなんですよ。これを見る限りは、医療費の増とかではなくて保険税が予定より入ってこなかったんで、基金を繰り入れてるのかなというふうに理解をしました。まずその点で、そういう見方でいいのかという点をお聞きして、そうであるならば、町長にお聞きしたいのは、いわゆる保険税額が引き下がる原因は何だと考えてるかというのを聞きたかったんですよ。その前に、この数字の見方が私の見方で合ってるのかというのが要りますよね。

済みません、議長、詳しいことは委員会で聞くんですけど、そのことを見きわめて町長にお聞きしたいことがありますので、いいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 数字が合ってるかどうかですね。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。5月に保険税のほうの算定のほうの国保運営協議会のほうを開かせていただきまして、当初から、お話をしていただきまして、税を上げないためにはどうするかというところも話し合われました結果、基金のほうを国保運営協議会では2,400万ぐらい宛てがえば保険税が上がることはないだろうということで試算させていただいて、30年度は保険税を変えなかったという経過があります。2,400万はもともと保険税を上げないために基金を取り崩す予定でした。400万程度はちょっと増になったという格好になっております。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この補正額の2,434万というのは当初からの予定だということですね。本当は2,434万を賦課するんだけど、これを上げないで基金から入れるということは、納得済みの予算を組み立てて今回の補正予算でそれをしたという内容ですね。ということは、当初からしなくて今回やったというのは、もしかしたらめどがつくかと思ってたということなんですか。もう最初からこういうふうに決まっていたというふう考えたということですか。今の時期にするの何でかな、済みません。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 毎年、国保税の賦課のほうが決まりますんで、それにあわせて今回させていただきました。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、わかりました。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第4号、平成30年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第5号、平成30年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第6号、平成30年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 議案第7号、平成30年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第8号、平成30年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点あります。予算書の7ページのところに出ています資本的収入のところ、項目4の1、寄附金が400万、これは職員組合からの寄附金だというふうに説明を受けました。

そこで町長にお聞きします。例えば町でもそうですけども、公営企業等で職員からの寄附というようなことが起こってきました。こういうのはどのように使うことが適切だとお考えでしょうか。今回の場合は資本的収入に入れてあります。考え方ですね、病院といえども、病院は病院で聞きますが、委員会で聞くんですが、町長とすれば、こういうふうに職員からの寄附が職員組合ということで来た場合、どのように扱うことが適切だというふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。経過については私も深く知ることはありませんけれども、職員組合からの寄附であれば、やはりその用途については職員組合と十分に協議をしながら、職員の環境であったり、または労働条件の改善であったり、そういうことが普通は考えられるんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第9号、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、質疑ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 一つだけ教えてください。この法律が変わって、また、もう一つ、水道法のことありますが、我が町でどのような影響というか、メリットがあるか教えてください。いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 誰が答えられます。副町長、答えられますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。企業の参入ということなのかなと思いますけども、ということですか。（「いや、だめだ」と呼ぶ者あり）水道法、違う。（「学校」「放課後児童クラブ」と呼ぶ者あり）ちょっと休憩させてください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩いたします。

午後1時07分休憩

午後1時08分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） このたび新たに専門職大学ができるということで、その専門職大学の前期課程を修了した方がいわゆる短大卒と同じような扱いになるということで、これまで南部町水道事業の布設工事の監督者の関係とか、あるいは放課後児童健全育成の設備及び運営に関する基準の中でも専門職大学の前期課程を修了した者が対象になってくるということ。

それから、水道法の関係でいきますと、これはまた別でございまして、いわゆる技術士法に基づきまして、この2次試験で今までは水道環境という科目があったんですが、それが2次試験で科目としてなくなったということで、それに合わせてこのたび選択科目である水道環境という科目を削るという改正でございまして、以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） それはようわかったけど、それにこう変わって児童クラブとか水道の人やちが、うちげ、町としては配備というか何か雇用しやすくなったのかしにくくなったのか、現実でどうなるだろうかなと思って。

○議長（秦 伊知郎君） 子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長でございます。大学生とか支援員の研修を受ける資格のところは大学を卒業した者とか、そういうところが規定がある中に専門大学校という

ものができましたので、その専門大学校を卒業した方も資格があるよということでつけ加えさせていただく条例ですので、そういう学校を卒業された方もほかの大学を卒業された方と同じような支援員になることができるということです。（「拡大になったということ」と呼ぶ者あり）はい。専門大学校というものが新しくできるという教育基本法の改正ですので、加わるということです。（発言する者あり）はい。

○議長（秦 伊知郎君） 細田議員、よろしいですか。（「いや、水道関係の分」と呼ぶ者あり）
建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。このたびの改正につきましては、職員になった者が工事の監督をするということに関する改正でございますので、採用に当たってというよりも、採用後に技術管理者の資格を取っていくのに当たってのことを言っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第10号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第11号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正について、質疑ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） これ具体的には、こういうときは国民健康保険使えんやになっちゃうんですけど、医療費としてはどのような対応になるでしょうね。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。国保が使えないということになりますけども、医療費公費負担制度という国の制度がありますので、そちらのほうで10割、負担なしで国のほうから医療費が支給されます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（10番 細田 元教君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、次、行きます。

議案第13号、南部町放課後児童クラブ条例の一部改正について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、今回の放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例は、新たに法勝寺の児童館で学童保育を始めるという内容の条例ですね。私は、基本的には学童保育する場所がふえて、たくさんの受け入れをして、環境を改善していくということには賛成ですが、今回、児童館の中でひまわり学級、学童保育をしていくということについては、児童館ができるときに、ここに学童保育をしたいというときに短時間で多くの反対署名が集まって、議会でも協議をしたことを覚えてらっしゃると思うんですよ、町長も。そうですね。ということは、住民の皆さんから見たら、なぜ今年度からこういうふうには児童館で学童保育を始めようとしているのか。これについて、その理由と経過を私は住民にきちっと説明したほうがいいと思うんです。委員会ではなかなかテレビ等映りませんので、ここでは、これ放映されましたら、町民の皆さんも聞いてると思いますので、町長、今回新たに児童館に学童保育をつくりたいということについての理由と、これまでの経過についてお話ししていただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。すみれ保育園の跡に学童保育をとということで、この議会を通じて提案をしまして、町民の多くの皆様から反対の署名がありました。その一つの多くは、危険だということや、中にはあそこまで行く間、小学校からすみれ保育園の間に行く間に事故やいろいろなことが想定されるのではないかとということがあったために、今そこまでの反対があるところであるのであそこは児童館にしたわけでございます。しかし、実際にやってみますと、多くの皆さんが、この児童館を有効に利用していただいています。いわゆるそのときの不安というものは払拭されたのではないかと、このように私どもは思っているところでございます。現在、放課後児童クラブは非常に多くの子供たちが利用しておりますし、その一部を現在でも、プラザ西伯の施設は決して広うございませぬ。その中にたくさんの子供が来ていますので、希望がある方に限ってはすみれ保育園の中に新たに開設して、そちらのほうで広々したところで放課後児童クラブを開設したいというのが本意でございます。利用できる方、または利用を希望される方、ぜひ利用していただきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長は、児童館が新しくできてから住民の利用も多くなったので、行くのに危険じゃないかどうかについては払拭されたのではないかと思うとおっしゃったんですよね。確かにそれ一つあると思うんですけども、それが学童保育での反対署名で集まった大きな不安を払拭するものには、私、ならないのかなというふうに聞いてて思ったんです。それで、こういうときには反対意見があったときに、町がここで使ったほうがいいと思う施策をしていくときにはより丁寧な取り組みが必要ではないかというの、私、思うんですよ。あの児童館のときも、児童館をつくることは誰も、いい施設だから反対しないけども、方法とやり方と場所についての意見があったわけですよ。こういうことは町民の中で対立するような問題ではないというふうに私は思っているわけです。ということになれば、今回の学童保育のあり方も来たい人は来たらいいよというんじゃないくて、町がどうしてここに必要と思ってつくっていかうとしているのかということ、説明が私は要ると思っているんです。少なくとも、委員会でもお話を聞いていきますが、町にはその責任があるんじゃないかなと思うんですよ。

今わかっていることは、全協で聞いたのは、ここにはJ O C Aの職員が、教員経験のある方が当たっていくんだと、こういうふうにおっしゃるわけですよ。私はそれも反対ではないけども、南部町の行政そのものがJ O C Aの請負団体ではないんですから、少なくとも学童保育をする第一義的な理由として、必然性が求められていること、学童保育の指導員や保護者の意見を聞いて、その指導員の配置をどうするかということも含めて当事者たちと協議をしないといけないと思うんですけども、その協議をしていくという準備はあるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後1時18分休憩

午後1時18分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。放課後児童クラブの選択枝の場所をふやすというぐあいに御理解いただきたいと思っています。先ほど申しましたように、プラザ西伯のひまわりの中では2クラスをやっていますけども、やはり狭い場所でやっています。保育園の受け入れ、特に幼子たちの受け入れがふえてると同時に、放課後児童クラブもふえる傾向にございます。その受け入れ先としての選択枝の一つとしてすみれ保育園を提案してるところでございます。あくまでも提案でございまして、ひまわり保育園の今までの場所でいいという方はそのまま選択され

ればいいと思いますし、いや、もう少し広いところのほうがいいということであれば、ぜひすみれ保育園を利用していただきたい。選択肢がふえたというぐあいに御理解いただければいいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、そういう言い方したら失礼。自分で何を言っているかわかっていらっしゃいますか。学童保育は、つくるときには町がつくって、民間の学童保育も一体で選択肢がいっぱい、好きなところ行きなさいよと言ったときに、今ひまわり学級でやっている指導員たちがおるところに定数も明らかにしないでやったら、子供たちの数によって指導員が要らなくなる場合もあるんですよ。現時点まで町がどういうことやってたかという、今週は子供が少なかったから来んでいいわというやり方しとったわけですよ。指導員の働き方の問題もあるわけですよ。少なくとも町長のような言い方をしとったら、住民は、J O C Aが来たからその働く場所つくったのかと誤解されますよ、そういうふうに言ったら。どうして、町が行うときに、町の場所でやるんだから、必要性としてここを開設してやるのが受け皿づくりになるのだとちゃんと説明しないと、それを。

私は、今からでも遅くありませんから、こういうことが住民から不安を招く一つになりますから、本当にいいことをしようと思うのであれば、ひまわり学級の広さが今の子供たちに合わないから、できたらこういうふうな場所を設定していくのだというところで、指導員もJ O C Aの職員もいいかもしれませんが、広く公募していくこと、こういうことを十分心がけてやっていくべきだということを指摘しておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁要りませんか。答弁されますか。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 選択肢の中に民間の放課後まで入れてもらうのは心外でございまして、これはあくまでも公立の放課後児童クラブでございまして。そのひまわりの中に選択肢をふやすわけですから、決してこれは住民の皆さんに対して不安をおおるようなものでも何でもないと思います。選択肢がふえることに対してもちろん行政が責任持つわけですから、御心配要らないと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第14号、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場条例の一部改正について、質疑あ

りますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） これについてちょっと。この条例の今の中で、今までもちょっと一番違和感があったのはこの条例でございました。私も議員になった経験で、余りにも上げ幅が大きいということと、これは副町長の説明で上限の設定であるとお聞きいたしましたが、この条例で例えばオートキャンプ場1サイト3,950円を5,000円に上げますと言ったら、みんな5,000円でいっちゃうんじゃないかと思うんですね。条例の中には一つもそれで上限とか下限とか中限とか一切書いてございませんが、また、これはなぜこのようなことになって、また、この5,000円という根拠は委員会で詳しくお聞きしますけども、なぜこげなことになったのかということ、まず第1点お聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。なぜこのような上げ幅になったのかということだと思いますが、今回指定管理者が変わるというところがまず一つ大きなところでございます。この条例自体の利用料金自体は当初から金額も全く変わっておりません。今回新たに指定管理者になるというところを契機に近隣の実態というものを調査をさせてもらいました。その中で近隣でもやはり同額、今回上げるこのキャンプサイト1つですね、規模100平米ぐらいのサイトなんですけれど、大体5,000円ぐらいというのが近傍のところでも金額として示されております。

さらに、テントの貸し出し部分が1,020円というところが、4,500円というところで設定をしましたが、こちらにつきましてはテント自体が、扱われ方がやっぱり今まではお貸ししただけでは雑という実態もございました。そのために設営から撤去まできちんと責任を持って末永く使えるようにというところから、お金も若干高目にしまして管理をしていくという、新たな指定管理者さんとの協議の中でこういう設定というぐあいになったものでございます。上限金額ということでさせてもらっておりますので、こちらのほうは町民さんの料金ということもうたってもらっております。その辺のところではまだはっきりとこの金額ということで決まっておりますけれども、その辺のところを含めまして金額のほうの設定をしていくという考えでございます。

以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 指定管理者が変わったから変えたという理屈ですが、何かそれ違和感あるんだがね。近隣に5,000円が相場ならば、最初から緑水園にもそのようにしとけばよかったと。なぜ、ほんなら指定管理者の言うなりに上げるのか、そういう考えなんでしょう

かね、こういうときの利用料金は。

それと、もう一つ、これの関連ですけど、この条例を一本構えば同じように民間のところがやっておられます野球場等は教育委員会かいな、山陰管財さん等がやっておりますが、山陰管財さんが、こういう話がなければそのままいくと。また、近隣の市町村等にもこういう話が、整合性に合わせて、例えば山陰管財さんがもっと上げてほしいとか何にもなければそのままいくと。だけん何でも町のいろんなことで条例でも何でも一つ構えば、こっちも構わないけんやな感じになると私は思いますけども、この件にしてはどうでしょうね。なぜ今までほんなら緑水園に、このように近隣と合わせるために上げましょうかという相談もあったんですか。

それと、もう一つ、山陰管財さん等にも、ほかの事業所等にもそのような相談はされたでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。オートキャンプ場の件につきましてなんですけれど、今までその金額を上げてもらいたいというような相談があったかどうかというところにつきまして、私のほうはちょっとその辺のところまで承知をしておりますので、ただ、この利用料金につきましては、やはり実態というものもいろいろとあると思います。常に同じ金額が正しいのか、それでいいのかというところもやはり考えないといけないのではないかというぐあいに思っております、今回一つのきっかけになったということは事実でございます。そのきっかけが適正かどうかというところは協議をしまして、それで判断していきたいというぐあいに思います。（「野球場の分、それに対して野球場とかあんなんでは一つ条例構えば、こちらにも影響するへんかと考えたけど……」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 1 時 2 8 分休憩

午後 1 時 2 8 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。市場でこの近傍類地の中でどのぐらいの値段で使われているのかが一番大事なところだと思います。野球場についてはほぼほぼ同じような値段で使われているのではないかと思います。ただ、キャンプについては私たちが想定してるような家族で行ってテントを持っていったり借りてみんなで家族で立てて、そこで一晩みんなでキャンプをして

帰っていくというようなスタイルが今極めて減って、グランピングと呼ばれるような非常にゴージャスなキャンプが喜ばれていますし、近傍ではそういうのが主流になってるということから、今回値段設定をそういうものに一定合わせたという意味があります。ただし、町内の利用の皆様だけや、それから季節料金の設定だとかそういうものもありますので、詳細につきましてはまた御報告したいと思いますけども、現実にもしあわせの中では利用料金が団体ではあれば割引きだとか、上限価格ではありませんけども、一定額よりもお得な設定も現実にはやっているとところもございます。そういうようなことを考えながら、実際の市場価格と大きな差があるようなところにつきましては、先ほど議員が言われましたように点検をしながら、受けていただいています指定管理者と相談していきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 町長や担当課がいみじくも近隣と合わせたと言われますが、委員会で結構でございますので、オートキャンプ場があるのを、私知ってるのは北条のそこだったかな、あそこの海浜公園みたいな。近隣のオートキャンプ場等の値段と近隣の野球場の値段等も委員会で知らせていただきたいということと、私、ちょっとわからんのは、しあわせのことを言われました。しあわせは割引額がちゃんと書いてあるんですね。5,000円なら5,000円、または4,500円なら4,500円、ぱんと決まったら割引額もちゃんとここにこんな条例に書かれるんですかということも聞きたい。たしか下のほうに町長が認めた云々というのもあると思いますが、あくまでも流動的なことなんでしょうか。条例とはそういうものんでしょうか。その辺がちょっと俺は疑問にいただいて、そこだけすとんと落ちなくて、今、質問したで、詳しいことはまた委員会でも結構ですので、その流れを教えてください、流れというか中身を。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。確かに今、議員が言われるように、上限額だという認識がない中で、緑水園等々もキャンセル料の設定をどうしたらいいのかだとか、いろいろなことで御不満もありました。私はあくまでも上限額だと思っていますので、そのときの繁忙期はこの上限額、そうではないときにはその中で企業の運営として安くされればいいじゃないかと、このように思っているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 済みません、今の町長の御発言に関連してですけど、よその条例見ますと、何々料金の上限額を定める条例というふうにきちんとわかりやすく書いてあります。何でうちの町というのは必ずそのものを定める条例になっているのか、そこら辺っていろんな

担当課あると思いますが。

- 議長（秦 伊知郎君） 産業課長、芝田卓巳君。（発言する者あり）総務課長、答えますか。
（「休憩しようや」と呼ぶ者あり）じゃあ、休憩します。

午後 1 時 3 2 分休憩

午後 1 時 3 6 分再開

- 議長（秦 伊知郎君） じゃあ、再開いたします。

副町長、松田繁君。

- 副町長（松田 繁君） 副町長でございます。このオートキャンプ場の料金についてでございますけれども、これにつきましては現在の条例の中で「利用者は、別表に定める範囲において、指定管理者が町長の承認を得て定めるオートキャンプ場の施設及び備品の利用に係る料金を納めなければならない。」というふうに規定してございまして、ということは、別表に定める範囲の今、金額を、これ改正をさせていただくということでございまして、その範囲において指定管理者が町長の承認を得て定めるオートキャンプ場の施設及び備品の利用に係る料金を納めるというような規定にしておりますので、ですので、上限という書き方はしてないんですが、ここで定めた料金の範囲内で町長の承認を得て、例えば繁忙期はこれこれの額にしますとか閑散期はこの額にしますとか、あるいは町民はこの額にしますとかいうことは、町長の承認を得て定めていただくということにこの条例上はなりますので、御理解をいただきたいと思います。

- 議長（秦 伊知郎君） 9 番、景山浩君。

- 議員（9 番 景山 浩君） 解釈というか、考え方は非常によくわかるんですけど、この条例の名前というかタイトル、そこでずばっと言ってしまうとより明確になるんじゃないかなという気がいたします。

- 議長（秦 伊知郎君） それでどうしろという。その後どうですか。（「いかがでしょうか」と呼ぶ者あり）

町長、陶山清孝君。

- 町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回の場合には、この条例の全文改正ではございませんので、金額の部分だけを動かしますので非常にわかりづらい点もあるかもしれませんが、先ほど副町長が申し上げた内容で御容赦いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

- 議長（秦 伊知郎君） 景山議員、よろしいですか。

- 議員（9 番 景山 浩君） 辛抱します。

○議長（秦 伊知郎君） 板井議員、ありますか。

○議員（8番 板井 隆君） いや、大丈夫です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次に行きます。

議案第15号、南部町農産物加工施設条例の一部改正について、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この条例は、南部町農産物加工施設というのはめぐみの里のことですね。そこでこれまでしていた洗濯とか乾燥機の機械をのけて、真空凍結乾燥機を入れて利用料金を定めたいという内容の条例ですが、私は、詳しいことは委員会で中身聞くにして、町長にお聞きしたいのは、この農産物加工施設のそもそもの目的とあり方の問題でどうなのかという点です。今、住民から声が上がっているのは、例えば洗濯や乾燥は、利用は少なかったかもしれへんけども利用なさってる方もいらっしゃって、あれをどこに持っていくんだらうかというような声もうなずいて聞いていますよね。

住民の言わんとしてること何かなと思って考えたときに、例えばこういう意見も出てきたんですよ。昔はあっこで、今まではあっこでお豆腐をつくったりとか、団体がいてクッキーをつくったりとか、今までイチジクのジャムとかもつくってきたと。今は何件かあるんだけど、やっている個人に任されていて、町が本来農産物の加工施設として、町長がよく言う6次産業化ですよ、6次産業にならなくても加工していくというところの付加価値をつけて農家の方々が活動できるようにとなってきたところを、町はそういう団体を育てて、団体のそれぞれの条件もあると思うんですけど、なくしていく一方でこのような指定管理のあり方どうなのかという点を私は農業関係者からとか、今まで豆腐をつくっていた方々、みそづくりの方々からも聞くんですよ。

今しようとしていることは、例えばJ O C Aが来ることは悪いことではありませんが、あの就労A、就労Bですよ。障がい者の方々の雇用の場をつくっていくことで、いろんな農業関係者にこういう仕事をしたいということでお話をなさっているようで、いろんなところから聞こえてくるんですけども、この場所はそもそも一般の方々が使っていける場所であるべきですよ。そういう運営をしていくべきだというふうに思うんですよ。それ以上に今後、町長がおっしゃってる本当に農業や産業を興していくというのであれば、私はここが拠点になる施設だというふうに思っているし、住民の多くの方も思ってるんじゃないかと思うんですよ。それを住民の中で育た

ないからといって、どっかの団体に投げてやろうということでは産業は育たないのではないかと
いうふうに思うんですね。

この条例が本当に、今回の改正が特徴的だというふうに思ったんですけども、町長とすればこの
真空凍結乾燥機というのを住民が使う、当然そうです、1時間当たりだからどれぐらいの利用
率があって、どれぐらいの希望があってこういうこと入れたというふうにつかんでいらっしゃい
ますか。

それと、もう一つには、洗濯乾燥機を例えば使わないんだったら、どっかが欲しいといった声
とかそういうことに応えて何らかの対応なされたのかということ聞いているかということをお聞き
したいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 産業課長、答えますか。

産業課長、芝田卓巳君。

○産業課長（芝田 卓巳君） 産業課長です。まず、洗濯・乾燥の実態でございますけれど、29
年度につきましては1回だけの利用があったというぐあいにお聞きしております。その洗濯・乾
燥につきましては、置いてある設備が何分古いということもあわせて、ガスを使う乾燥で
ございます。なかなか違う場所で利用するということができにくい施設、大がかりなものでござ
いますので、今回はそのまま処分ということでさせてもらっております。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 団体をなくすというような意図も考えも全くございません。どちらかとい
えばその真逆でございまして、先ほども申し上げましたように南部町が誇ります柿であったり
梨であったり、またはブドウであったりイチゴであったり、いろいろな果実があるわけですから、
それが季節の短期間の中で生果として売るのも一つの農業かもしれませんけど、もう少し加工す
ることによって、長い販売期間をつくることで農家の利益を上げたいと、これが今回のフリーズ
ドライ入れた一つのものでございます。どこが加工してというところについては農家の皆さんに
声をかけながら、利用していただくようにお声かけしていくということが大事だろうと思ってい
ます。加工することの中でやはりフリーズドライというのは一つの大きな成果につながるだろう
と思っております。それは大変私のほうでも期待しております。決して今まであった団体をなくす
ということが目的でもありませんし、私はそのものが残っていただきたいぐらいに思っています。
以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 団体をなくすことなんか考えていない。

ちょっと聞き方変えますね。だとすれば、町のすべきことは、産業を育てていったりとか、特産品をつくったりしていくのには、町の目標の大きな一つでもあるし、総合計画の中にも出てたんですよね。そのことが、その拠点となるところが直営じゃなくて、J O C Aにしていくことのほうがはるかにそれが効率よくなるのだということをどう考えてるのか聞きたいんですよ。住民がそこだと思うんです、知りたいのは。なぜそこに持っていくのかといったときに、そのほうが利用しやすいし、団体も育つんですよと。私は、団体とかの組織化は役場とか農協じゃないとできないんじゃないかと思ってますよ。それをJ O C Aがすることによって、運営して、真空乾燥機なんか全部町がお金入れていくんですよ。やってもらうのは団体かもしれん。それがどうして育成とか団体が大きくなることにつながっていくんですか、町長が言いたいことに。町長は、だからJ O C Aをお願いしたわけでしょう。そこが団体育成をどんなふうに計画してるんですか。教えてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。団体育成するのは、決してJ O C Aがするわけでありませんが、これは行政が下支えをしたり、そういうことの種をまくというのは行政がしたり、それから民間の団体等と協議しながらやっていくことだろうと思っています。J O C Aはあくまでもあの部分の指定管理をしてもらうということになろうと思っています。これまで町が、産業課があそこの鍵をあけて中の運営をしていましたけども、そこをJ O C Aの力をかりてあけたり、または指導したりということにJ O C Aに委託したままでして、団体等、または6次化を進めるのは、あくまでも行政や、または関係機関と力を合わせながらやっていくことだろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、よそから来られているJ O C Aの皆さんに今、この町で頑張ってもらいたいと思ってる一人ですが、住民からどのような声があるかという、例えばみそをつくったりするときに、みそづくりを今までやってきた方が町内の中にもいらっしゃるわけです。J O C Aの方の中では、誰が考えても、保育士が足りないんだったらこの方に保育士になってほしい、名指しで言ってこられる町民の方もいらっしゃるんですよ。

今のみその加工なさってる方が、みその加工ははるかに今までやってきた方のほうが熟練してやっている。どうしてその中から、町がするのであれば、みそ加工の技術を蓄積された方々から学ぼうとするような組織をつくらないのか。適材適所というのであれば、J O C Aの中から保育士資格を持って人をわざわざみそづくりに充てなくても保育所に行かせてほしいと住民が言っ

ているんですよ、すごくいい方だからって。そういう意見を笑っていらっしゃりますが、町長先ほどおっしゃったのは、選択肢をふやすために児童館をつくるんだと言ったんですよ。片や保育園は保育士がいなくて待機児童があって、今回もたくさんのお金を出して新たなところをつくらなくてはいけないとアンバランスなことをしているときに、人の使い方をもう少し考えられたほうがいいんじゃないかと私は思ってるんですよ。

そういうことから考えた場合に、町長はJ O C Aに指定管理してもいい、指定管理しても町がするんだというのであれば、J O C Aに指定管理することによって今までの団体育成がより以上育つという展望を示さなければ、今まで使ってる方々から不満の声が上がるというのは当然だと思いますか。そういうことぜひ応えるような施策を引き出してほしいんですよ、ここで頑張ろうとするJ O C Aの人たちのためにもね。それを私は町がそういう方針を持つ責任があると思っていますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。多分その保育士資格がある方がみそづくりの指導をしておられるのがもったいないという御意見だろうと思います。それは私も思いますけども、御本人がそれを希望されないのであれば、これは首根っこをつかまえて保育士になってくれということもできないわけですし、適切な人材だと思いますので、私も。有効に使っていただきたいということはJ O C Aのほうにも申し上げておきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第16号、南部町体育施設条例の一部改正について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第17号、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例の一部改正について。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束博信です。この条例改正については、私、一般質問でも取り上げさせていただいて、改正に至りまして、御努力大変ありがとうございます。まずお礼を申し上げます。

そこでですが、この条例改正によってどういうふうはこの行政の範囲といいますか活動が、中

身が変化するのかなというふうに思います。そのようなところが、展望がもしわかるのであれば教えていただきたいと。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。今回、国の法律が施行されるに伴いまして、うちのほうの条例改正を上げさせていただいております。相談体制の充実という部分で今まで町のほうの条例が記載がしてなかったというところで、今回記載をさせていただいて、今現在隣保館の職員と生活相談員、あと事務局の職員が今まで以上に連携をとりながら、この相談体制の充実に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） ありがとうございます。相談体制が充実されるということでございますけど、私がこの条例改正に伴ってお願いといいますか、問題点といいますか、ちょっと取り上げたいと思います。

最近特に情報化社会がどんどん変化しておりまして、このいわゆる差別にかかわる文言等がSNS等でも氾濫しております。こういうところにぜひ、対応を図っていくことが必要ではないかというふうに思いますが、ここら辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。部落差別にかかわる現実といましようか、そういうものを学ぶ中で、今、議員おっしゃられるような部分について、非常に厳しい現実があるということを我々も研修等を通じて承知をいたしているところであります。そういう部分にかかわる取り組みについては、なかなか単町だけで対応するということは極めて難しい部分もあるというぐあいになっております。国、あるいは県と連携をしながら、そういう部分にどのような対応がしていけるのか協議をしてみたいというぐあいになっております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 長束さん、もういいですか。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 今、教育長からいろんな連携をとりながら対応してみたいというお話いただきまして、ぜひこの情報の氾濫が、非常に個人が意としないことでもふぐあいが生じる、あるいは行政のほうにも迷惑がかかるようなことが起こるかもしれません。その辺をぜひ、目を光らせていただいて、対応を図っていただければと思います。これ要望になります。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 1点お聞きします。この条例は国の上位法が変わったのかなと思って、それともここに書いてあります平成28年の法律第109号をもとにして南部町独自で第5条をつくったのか、それとも国の政策で第5条をつくられたのかをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 教育次長でございます。国の平成28年に部落差別解消推進法が施行されということで、うちのほうの条例に相談体制の充実という部分が今まで抜けておりましたので、その辺をつけ加えるという形で、うちの条例のほうを少し国のほうに合わせるような格好に今回させていただくということでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） わかりました。ほんならばなぜ、条例で私、緩いなと思ったのは、これ努力義務なんですね。だけんちょっと、こういう条例もあることはあるんですけども、町長は人権に対する思いがすごく強い中で、こういう努力義務だけの条例、努力だけしとるでだけで終わるのか、相談体制を強化しますという、今、答弁でしたけども、もうちょっと一步踏み込んだだけの何かないかなと思ったんですけども、これでよろしいですか。応援してあげるわ、長東さんを。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 経過につきましては、先ほど次長が申し上げたとおりでありますけれども、28年の法制定を受けて我が町のこういう取り組みはどうだろうかと思って見つめ直したときに、やはり相談体制の部分というのは、さいはく分館であったり、あるいは宮前隣保館であったり、施設活動のほうに少しお任せになっておったところがありはしないだろうかというのが、実は私自身の一番の反省点でもありました。そういう意味から、やはりさまざまな相談業務、施設のほうが対応していくわけでありまして、しっかりとこれまで以上に私ども行政サイド等の連携を、連絡といたしましょうか、そういうものを充実をさせて強化をしていかなとちょっとあんばいが悪いのかな、そんなぐあいに今思っているところであります。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例改正について、中身について、例えば今までの第1条中「同和対策審議会答申の精神に基づき」を「部落差別の解消の推進に関する法律をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり」ということを入れていくという内容になっているわけですよ。私は、この南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例をつく

るときに、差別をなくしていくことは大事だし、そういう姿勢に町が立つということは、公のところが非常に大事なことであると思うんですが、「部落差別をはじめとする」という文言を一言入れることによって、差別の中に段階をつけることになっていくのではないかという論議をしたことを覚えているんですよ。これは合併前ですか、合併後でしょうか。なぜかというと、例えば私は女性です。男女差別で苦しんでいる私がいたとします。その私に対して、わかるけれども男女差別より部落差別のほうが大変だって言えますか。そういうことを論議したことがあります。

私は、この中で言うのであれば、本来直していくのであれば、今、先ほど町長が初日に述べられた韓国との国際交流の問題、二十数年前でしたね、国際交流事業ができるときに5,000万円の積み立てで賛否両論があって、そのとき反対した記憶があります。しかし、二十数年たってあのときの判断が、近隣の国と仲よくしていこうというところで、昨今の事情が非常に厳しい中で、南部町が国際交流事業として国際交流の方々と一緒に隣国と交流してきた町長が非常に歓迎して迎え入れられたというこの話、私はすごく住民にとっては歓迎される内容だと思って聞いていました。

今大事なことは、どのような国の人であれ、どのような立場であれ、思想、信条を尊重し合いながら差別のない世の中につくっていくということですよ。そういう点から見たら、一つの差別を頭に置いて「はじめとするあらゆる差別をなくす条例」というのは、私は時代錯誤やから、直すんだったらここを直したらいいという提案と、もう一つは、これは長束議員の本当に、意見が違って、後で言って申しわけないと思うんですけども、部落差別の解消の推進に関する法律というのは、2016年にできるときに国会でも大きな問題になりました。このことを町長に聞きますね。

その意見2つあったのは、法律をつくって差別と認めるときには、何らかの形で差別が定義できなくてはいけないということだったんですよ。この場合には、部落差別を今なくしていこうとするときに、部落差別が法律として残ってるという立法事実がないということが大きな問題になったわけです。もう一つには、立法事実がないから何を部落差別とするかわからないというこの2つが大きな問題になって、この法律については、かえって残すことのほうが、あらゆる差別を、部落差別を未来永劫にまで引き延ばすのではないかというようなことで賛否両論があったわけですよ。

私は、そういう意味でいえば、これまでの戦後の数十年間の同和対策の取り組み等をしてきて、一定の成果得られて、国も事業終わったわけですよ。そういう段階でこのように二分された法律がたとえ決まったといっても、それを款に取り上げて条例に入れていく必要があるのかと。要

るというのであれば、私は、今回の部落差別の解消の推進に関する法律の中で指摘された部落差別というときの立法事実をどこに求めていくのかという問題と、何をもって部落差別とするかということを示さなければこの文言は入れられないんじゃないかと思っているんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。部落差別が今、私たちの人権の中で一番重大な問題だと思っています。これはこの議場の中でも、思っておられる方もたくさんおられると思っています。これはなぜかといえば、その地域で生まれたという出生地差別なわけです。何のこともない、その生まれた場所によって一生涯差別されるということが現実にこの地にあるのであれば、これを解消することを進める、これは町長として当然のことだろうと思っています。さらに、そのことによって国も初めて部落差別という名前がついた法律をつくりました。今、真壁議員が言われたように、立法の根拠だとかいろんな、私も難しいところはよくわかりません。わかりませんが、現実に差別があるわけですからそれをなくす、それはやはり町長として進めなくてはいけないと思っていますので、ぜひともこの趣旨を御賛同いただきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、町も含めて今の時期に来て、改めてお互い勉強したほうがいいと思うのですね。長いことずっと同和対策事業というのをやってきたわけですよ。同和対策事業というのをやって、国でいえば何兆円規模かで行ってきたわけですよ。この目標は、差別解消でなく格差解消なんですよ。政治の中でやるべきことは、格差を解消して行って、人間の中に残っている、いわゆる人を人として差別していったらいけないという中の問題を解決していくためには、これはあらゆる努力が必要やと思うんですけれども、格差をなくすために取り組んできたんですよ。

その中で、人間として、先ほどおっしゃいましたが、町長は部落差別が一番だというふうに言っている。障がい者の方は障がい者差別で苦しんでる方もいらっしゃる。これはどれに、差別に優劣つけるかというようなことを主観的に決めるということは押しつけになっちゃうんですよ。それは差別がいけないってわかると思いますよ。それを頭につけて、この差別が一番ひどいのでなくすって、今もあるんだと言い続けるという言い方は、いつになったら解決するのか。部落解放同盟も部落差別をなくすということを言ってるわけですよ。なくす展望を示さないといけないでしょう。それを30年以上かかってきて、お金をかけて、それでもなくなっていないといたら何らかの施策をとらないといけないと思いませんか。国は施策やめたんですよ。だとすれば、今

残っているのは、意識の中に残っているかもしれない。でも、それはどういうふうにして解決していくかという問題なんですよ。恐らく教育になってくると思うんですね。この中で、立法事実がどうか知りませんがと言いますが、少なくとも私は、公務員としては立法事実とはどういうことかって知っていただきたい。なぜかというとな全ての住民に及んでくるからです。

国会でのこの討論はすごく貴重だというふうに思いました。少なくとも今の政治への体制や法律の中で部落差別を規定しているものがあれば、それはなくしていかないといけない。しかし、あらゆる努力の中で、少なくとも憲法を含めた中で、思想、信条だけじゃなくて、出生等について差別したらいけないことになっているんですよ。であれば、そのことをきちっと位置づけたらええことだと思うんですね。それをこの中において部落差別をはじめとすることに関して、またこの法律を持ち出して条例をつくっていくということは、私は非常に時代おくれだと、もう少し現在の到達点を勉強してやるべきだということを指摘しておきたいと思うんですが、町長、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。2016年にこの差別解消三法の中の部落差別解消推進法ですか、これができました。私は、これに対する地域の皆さんの非常に熱い思いというものも感じています。基本法であって理念法であるんだけど、その中に部落差別というのが今現存するんだということを国が認めて法律化した、これがやはり一番大きな立法事実だと思ってます。ですから、町長としてはこの問題に向き合う責任があると思っています。現実はこの町の中にもあるわけですから、人権会議等を通じながら、さらに町民の皆さんと会話を含め部落差別の解消を進めていきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第18号、南部町課設置条例の一部改正について、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は2時20分にします。

午後2時05分休憩

午後2時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

議案第19号、平成31年度南部町一般会計予算、質疑ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今、三鴨議員が言われましたように個人的な意見は控えまして、総括的にちょっと町長にお聞きします。このA3判、これをもとにして行いますが、2ページの歳入のことで詳しいことは委員会でお聞きします。

まず、農業関係がやっぱり、例えば右側の県支出金の中でもがんばる農家プラン事業補助金云々、前年度に比べて全部三角になってますね。これ恐らく決算見込みに対しての予算だと思えますが、町長の、さっきの私の30年度の補正のときにも立派なことを言われましたが、こういうことになってますけども、大丈夫でしょうか。

それと、町債の部分で複合施設とか非常用発電、合併特例債を使っておられます。合併特例債があといかほど残っておられるのかお聞きします。

ごめん、前後があっち飛んだりこっち飛んだりいたしますけども、増減の主なもの、町税がマイナスになってますけども、一番上の歳入の表を見たら町税1.9%プラスになってます。中身見ましても固定資産税がふえてますけども、えっ、そんなんかなと思っております。

それと、2ページの一番右側の下にありますLPガス振興センター助成金というのが去年なかったけど、ことし急に出てきて降って湧いたようなですけども、どういうものか教えていただきたいということ。

それと、今度は歳出のほうでお聞きします。本当にことしは緊縮予算を町長は立てておられますが、その中でふえた分をお聞きします。民生費は保育園等ですが、衛生費は全体で減っておりますが、総務課長の説明の中に病院事業費が今後もふえる見込みがあると言われました。これについて、確かに補正予算も当初予算も繰り出し基準内におさまると思えますけども、この繰り出し基準の中身も二、三年前から総務省が変えてまいりました。このように全部なれば、あと29億か39億ぐらいしか基金がない中、このままずっと出されるつもりがあるのかないのか。出すなどとは言いませんけども、それなりの病院のプランが必要だと思えますけども、町長の考えをお聞かせくださいませ。

それと、あと2点ですが、この予算書の中の説明の中で、広報でしたか、総務課長言われましたね。広報費で今までSANチャンネルに委託しておりまして、今度は自前ですと言われる。これ大丈夫ですか。だって人員が、そんなに職員いませんよ。一生懸命今、職員で頑張っておられる中、大丈夫でしょうか。

それと、SANチャンネルはそれをもって、今、NPOですけども、これ潰れるかどうか知ら

ねえけど、そんな、厳しいんじゃないでしょうか。

それと、もう一点、最後です。全協の中で副町長が区長さんに担当職員をつけると言われました。これに対して、今の振興協議会に対して区長制度の問題もございますが、この担当職員をつけるのはどういうことが原因で、この意図はどのようなものかということをお聞きします、第1回目。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私が概要をお伝えしまして、なかなか細かい点もありましたので、担当職員が説明するところもあろうかと思いますが、御容赦ください。

まず、産業課の件ですけれども、これは減額になっておりますけれども、奮ってやっていただかなければなりませんし、先ほどからここでも議論がありましたように南部町の一番大きな産業だと。さらに関係者も一番多い事業だろうと思っておりますので、今後の南部町の農業、これを十分に認識しながら職員にも頑張っていたいただきたいと思っております。私もしっかりとやっていきたいと思っております。

それから、病院の問題が大事だろうと思っておりますので、病院のことについて申し上げます。限りのある基金を基金の中から西伯病院の赤字に補填するという構造は何としてもやめなければなりません。そういうことをやっていたのではいけない。しかし、病院というものは私たちの生活の中では一番重要なことですし、さらによくよく考えてみていただきたいと思っておりますが、鳥取県西部の中で、または西伯郡の中で自前の病院をこうやって持ってしっかりと踏ん張ってきたこの南部町の歴史というもの、それは多くの住民の皆さんに安心を提供したものだだろうと思っております。ぜひともこういう町民の期待に応えて、病院にはしっかりとした経営と、さらには医療技術のさらなる向上を図っていただきたいと思っております。

広報について御心配をいただきました。これはS A Nチャンネルのほうとも年に何回かお話をしますけれども、S A Nチャンネルのほうとしても非常にいただいているお金の割には手間がかかるというものでして、町長が返してごせと言うならもう喜んで返すというのが本意のようです。職員には本当に苦勞もかけるかもしれませんが、しかし、職員にとっても得るものも大きいでしょうし、私は将来に残す一番大事なものが広報だろうと思っております。もちろん永久保存ですので、その時代時代にここの議会と町政は何を考えてきたのか、そして何をアウトプットしてきたのか、町民はどんな暮らしをしていたのかというのをきちんと残す、これがやはり町報の大事な仕事だと思っておりますので、もう一度大変ですけども独自でやってみたいと思っております。

区長の担当制ということについての御質問がございました。振興協議会が12年目になるんで

すかね、区長制を廃止したとよく言われますけど、区長制を廃止したわけではありません。区長はなくなったところ一つもないわけですし、区長協議会を廃止した、このように思っています。区長協議会という組織があって、そこに町からお金を投下しながら、その組織の中で区長の皆さんと議論をしながらまたお願いもしてきました。その制度を各地域の、独自の地域を見守っていただく。地域の課題を地域の皆さんが見つげ出し、それを町政に反映してもらうという意味の振興協議会は重要ですし、これからも一番大事なものだと思っています。これを両輪にしながら進むことには、何ら変更点はございません。

しかし、一方で、地域の区長さんたちの困り事というのはまた違ったところであるんだろうと思いました。これは円卓会議で2年間ほど区長様方とお話をした中で、やはり高齢化だと思えます。それから、組織全体がやはり高齢化になっていますので、例えば街灯一つについてもどうやったら街灯がつけられるのかということに思い悩んでおられるようなこともあるわけです。そげなことぐらいは役場に電話でもしてということはあるんですけども、実際には役場に来て顔もわからん、もう全く知ったもんがおらんみたいなのもあって、それを聞いて私は、できるのであれば区長さんの誰々に電話してごしない。そしたらすぐ担当課に取り次ぎますけんというような、そういうもう少し気軽な役場業務にするためには、顔の知ったような職員の一人でもつくったほうがいいじゃないかという思いで、今回できんだろうかということをお皆さんに諮ったところがございます。余り難しいようなことになると、職員もやはりいろんな仕事がありますので、できないともあるかもしれません。ただ、区長さんに取り次ぎ業務というんですか、そういうぐらいのお手伝いぐらいは職員はできるのではないかと、このように思っています。決して振興協議会を否定するものでもありませんし、区長協議会をまたつくるんだというようなことでも決してありませんので、御安心いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 農業問題については、課長、安心してください。あした一般質問いたしますので、これは置いておきます。

例の病院問題と区長さんの相談の関係ですが、まず区長さんのほうからお聞きしますが、これはあくまでも今まで町長はそういう区長さんと懇談した中で、区長さんというのはやっぱり回り番というかそんなんで来て不得手なところもございましょうし、振興協議会の中でもこのばらつきによってなかなか、振興協議会自体も7つありますけどもばらつきがあると。そういうことで町長、私はこのように考えたいと思えますけども、町長を応援する立場ですよ。振興協議会をさらなる深み、発展するためにも今の区長さん、また、年々かわる区長さんにもきちっとした助言等

ができるようにそういう制度をつくって、役場との風通しをきちっとして、そこで振興協議会がさらなる、一回りも二回りも発展できるような政策として行いたいと私は解釈しますが、それでいいのかどうかということと、病院に関しては確かに中身見ましたら、お医者さんが2人よそに行かれたのは本当に痛いようでございます。ならば、外来も減っておりますし、それなりの考えもせないけんとは思っておりますが、これは開設者である町長がいつまでをめぐりに、このようなプランを議会にも出していただき、町民にも出していただいて、今言われました南部町に西伯病院があるのとないの全然違うと言われました。それを生かした医療・福祉の連携等を考えながらのプランができるかどうかをお聞きかせ願いたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。区長さんのサポートにつきましては、議員がおっしゃるとおり、結果としては振興協議会の支えになろうと思っております。区長さんの2年制というのは大分お願いもしてきましたけども、まだ6割は1年の区長さんでございますし、そういう中で非常に地域には地域の課題があります。ペットの問題だとか、農業や林業の問題なんかはなかなか振興協議会全体で取り組むような問題でもございませんし、区長さんの問題も悩みも深いと思いますので、そういう支えが振興協議会、さらには町の安心・安全につながるということになればいいなと思っております。

病院のそのことでは大変難しい問題ですけれども、難しい難しいと言っても前に進みませんので、前にも議論したと思っておりますけれども、コンサルタントをしっかりと入れて方向をまず出さなくちゃいけないと思っております。介護療養病床の課題につきましては平成30年、さらには、経営改善につきましては平成31年を一つの目途としながら進むように聞いています。最終的な報告事項がいつなのかはまだ明確には聞いていませんけども、31年度中にはそういう報告がもらえるのではないかと私としては思っているところであります。今後とも病院の院長、管理者等としっかりと話をしながら、病院の将来というものをきちんと話し合っていきたいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 区長さんの話は理解いたしましたし、これは振興協議会をまた一回り、二回り大きくし、町の発展するためにも風通しよく皆さんと連携とれるように、町職員もそこで頑張るといように理解いたしたいと思っております。

病院については、ことしは31年か、ことしじゅうにでもせんと今のまま繰り出し基準にのってっておりますけども、それだけでいいのかどうか。はっきりとした方針を出さなくちゃ、全部

町のためにも、町民のためにも、みんなが今うわさしておられますよ。西伯病院に行っても大丈夫かと言われてます。これを開設者である町長のほうから、病院の対応を待つのも結構ですけども、きちっとビジョンを早く示すとか何かしてやってもらわなければ、病院の事業管理者も事務部長も本当に悩んでおります。そのために交付税を常に、年々1億近く上がっておりますが、それでいいのかと。本来なら交付税というのは色がついておりません。病院でもうけろとか云々は言いませんけども、全てとんとんでもなればそれがほかのほうに私は回るんじゃないかと思う。同じ特別会計でも上下水道は頑張らなくても大変なんです。それでも黒字出してるんです。医療というのは、やり方によっては福祉との連携等構えば何とかなるんじゃないかなと私の胸算用ですけども、これは開設者としてきちとした、事業管理者と事務部長と病院長とも連携して早目のプランを示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。先ほど町長から言っていたスケジュール、これにつきましては、病院としては一応、病院で決めるわけにいきませんので、たたき台的なものを今、町長におっしゃっていただいた平成31年度を目指しまして一生懸命取り組んでまいります。もちろん、病院だけの力ではできませんので、専門のコンサルのお知恵等もかりながら、そして町長とも意見交換しながらたたき台をつくってまいりたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この一般会計のことでちょっと2点ほど確認と提案とさせていただければと思います。

まず一つは、歳入のほうです。このたび、先ほどの補正でもありましたように、依存財源である地方交付税、今回、昨年度に比べて1億3,000万円ふえた形での当初の形になっています。きのうの提案理由説明で、この交付税が1,724億円、国としても財源が新しくできたんだという中で、そういった中でこのものなのか。このたびの補正を見ると、1億2,000万ふえた金額がほとんど、基金をもとに戻すという補正の仕方であったと思います。となると、今度、この中で、考え方でいけば国から出てくる地方交付税というものを、最終的にはまたそのくらいふえる可能性を持っての今回の当初の予算の組み方なのか、その点について確認をとりたいのと、それとプレミアム付商品券のことです。さっき補正のところで真壁議員が、るる国の仕事を町が負うというようなことでしたけれど、これは少なからずとも国がやっていって、一番住民に

近いところの地方自治がそれを補っていくというのは当然だというふうに思います。これは粛々とやっていただきたいところなんですけれど、過去にこのプレミアム付商品券を発行するに当たったときに、町が独自でこの商品券を予算化をして対応した経過があったと思います。このたび、限られた方ではありますけれど、特に弱者の方に対する支援ということも含めて、これにプレミアム付商品券、国が設定する金額に町がもうあと同じぐらいでも、足してでもそういった方々に力を与える、消費税が2%上がってもある程度この券で日常の生活ができる、そういったような新しい町独自の予算を組んでプレミアム付商品券を追加でつくる、そういったことは考えがないのか確認をとってみたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。地方交付税のほうで御質問をいただきました。

地方交付税の中には普通交付税と特別交付税というものがございます。国のほうも、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、普通交付税の配分枠を増加させたということがあります。それに伴いましてうちのほうも上げているというところなんです。特別交付税につきましては、例年の実績見込みということで上げているところでございます。片や、それは上がってきておりますけれども、一方、臨時財政対策債というものが片方でありまして、そのものにつきましては減ってきているというところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） もう一問。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） プレミアム付商品券について余り、今、私がここで条件といいますか、どのぐらいの財源が動いてどうなのかということ全くなしでお話をしたいと思っています。

今回のこのプレミアムはあくまでも消費税の対応で、限られた対象者、非常に生活に困窮されるだろうと想定される方に対する特別措置でございます。それを横に広げたり上に上げるということは、この場合にはちょっと適さないんじゃないかと、こう思っています。状況等見ながら、または商工会等とも相談しながら、果たしてプレミアム付商品券というものをこの期に及んですべきなのかどうか、消費税に対して冷え込みを何とかしてほしいという意見もこれから出てくるかもしれませんし、そのあたりはじっくりと経済状況等を見ながらやっていかなくちゃいけないと思います。やたらにカンフル剤を打つこと自体が余り適切ではないと思いますので、十分状況を見ながら対応したいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 交付税のことについてはある程度理解ができました。ただ、やはりこのたびも繰入金として約2億ですか、2億ちょっとになりますけれど基金を取り崩すという予算になっています。やはりそれが少なくなるための方策として、そういったところをやはり私たちとしては確認しておきたいというところもあったんですけど、臨時財政対策債というのがなくなると、これは町にとってどういったようなメリットが事業としてあるのかということをもう一つ確認しておきたいことと、このプレミアム付商品券については、やはり国が定める中でのことではありますけれど、やはり南部町の今現在の状況を見れば、やはり少しでもそういった方々にプラスで対応するような策も私はあってもいいんじゃないかなというふうに思っておりますので、これについては答弁は要りませんが、前段のところでは答弁をよろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。臨時財政対策債の件でございますけれども、これにつきましては普通交付税の穴埋め分という形でやっております。ですので、交付税の配分が減ってくればこの臨時財政対策債を使わなければならないということになってきますけれども、今回は逆に普通交付税のほうが入ってくるということになりますので、起債のほうは圧縮されてくるということになります。以上でございます。（「ちょっと休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時45分休憩

.....

午後2時46分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

板井議員、質問ありますか。

○議員（8番 板井 隆君） ありません。

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、先ほど細田議員が述べられました合併特例債の件とLPガスの件につきまして答弁をよろしくお願いします。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 失礼します。総務課長でございます。細田議員の質問の追加に答えさせていただきたいと思っております。（発言する者あり）済みません。

一つは、合併特例債の残りの枠ということでございますけれども、平成30年度末現時点で約12億ということになります。

それから、LPガスの振興センターの助成金というのがありますけれども、今回の非常用発電

設備に要します、LPガスを使おうというふうを考えておりますので、それについての補助金で
ございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

ほかに質問ありますか。

7番、仲田司朗君。（発言する者あり）（「細田さんの分です」と呼ぶ者あり）税務課長。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 税務課長です。先ほど細田議員が税収について質問されておられた
件です。

町税は全体で14.5%ほど伸びていますが、その下のほうの明細の固定資産税のほうで、
家屋がマイナスの1,100万ほどあります。これについては平成30年度が評価がえの年で
ございまして、評価がえだと経年で下がっていくんですけども、その下がり方の落ち幅を少し見誤
っていたということで、平成31年度と比較して30年度がちょっと高かったというようなこと
で、補正予算には出しておりませんが、全体で足りていたその辺の説明が抜けておりま
す。ただ、税収としては平成30年度が評価がえということで、その落ち幅をもうちょっと落と
さないといけなかったというところを落としていなかったというところがございます。

それと、予算書の10ページのほうで、ほかの税収の関係なんですけども、個人住民税も前年
に比較して三角の247万1,000円になってますが、現時点での同じ予算の見込みだと横
ばいでここがゼロになるような予算立てになっております。

その下の法人税が三角の650万になっていますけども、これは奥にある旧山水園さんが今、
造成工事をしておられて、一切事業しておられない状態になっておりまして、法人税が納められ
ないというところで大きな影響が出ております。

固定資産税は先ほど説明したとおりでございまして、償却資産のほうはNOKさんが大きなと
ころと、あと太陽光発電が、国の軽減措置が、3年間が終わったものが順次課税に変わっていき
かけていますので、償却資産のほうは伸びているというような状態でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 仲田司朗でございます。2件ほど教えていただきたいと思
います。

まず、A3のほうで出ております、歳入も歳出もありますけれども、アスベスト支援事業とい
うのがございます。これは国の補助金、県の支出金、そして支出のほうでも1,300万ほどの
支出がありますが、この具体的な内容は、今問題になってるアスベストのものなのか、あるいは

新たな事業でこうされているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

それから、先ほど細田議員のほうから、新年度から各集落の区長さんの相談窓口ということでされるといふことで、これは先ほどの話の中にも振興協議会の皆様との話の中に出てくると思いますけれども、今まで従来、振興協議会が窓口となって各集落の区長さんを通じていろんな取りまとめとかそういうのをやっておられる状況があると思いますが、その中でこの補助事業関係については各集落の担当員を配置してされるということですが、根本的にはやっぱり振興協議会の職員さんが意外とこの補助事業とかそういうところがわかっておられないというようなことも一つはここに起因されてるんじゃないかなと思うんですが、その辺の横のつながりということですかね、その辺のところを今後はどういう格好でされるのか。先ほど、集落とのつながりを密にすることはいいんですけども、当初の振興協議会の設立との捉え方の中で、もう少し風通しのいいようなやり方ということをもっともっとしないと、何かこう、振興協議会に行かなくても役場のほうに相談すればいいじゃないか、あとはデータのなものだけ振興協議会がとっとるわというような格好になりはしないかという懸念をするんですが、その辺についてはどういう格好にされようとしてるのか、その辺をお知らせ願えたらと思って質問する次第でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長です。今のアスベストの関係ですけども、新規事業ということになりますけども、一般の建物に使用されているアスベストの除去、封じ込めまたは囲い込みに要する費用に対して補助をするというものでございまして、詳しくは事業説明書のほうで、委員会だと思いますけども、今の問題になってるアスベストかということでは、その問題、飛散性かどうかということだと思っておりますけども、一応、私、手元のほうに事業説明書持っております、吹きつけアスベストまたはアスベスト含有吹きつけロックウールというぐあいになっております、そういったものでやられてる建物を解体して処分するということに対するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。個人の御自宅の中に非常に有害な吹きつけアスベストがあって、それを撤去したいということに対して県と町が補助をするものでございます。国費も入っていますね。ですから、今までここで議論しておりましたスレート瓦だとか、Pタイルのああいふものではなくて、非常に危険なものがあって、それを個人が撤去することに対して国、県、町と補助をしていくものでございます。根本から違います。

それから、町と振興協議会だったですね。復習になりますけども、集落を超えてみずからが暮

らす地域のあり方を考えて活動していただくことや、それから町民の意見を町政に反映するプラットフォームとして、ともに地域づくりを行う場として振興協議会を設けたものです。ですから、決してこげな補助金を使ったらどげなだあかというところでは、僕はないと思っています。ただ、時間が10年からたって、非常にそういうところにも一生懸命やっていただいているところもありますので、私は、それはどんどん伸ばしていけばいいと思います。

しかし、一方で、先ほども言いましたように、捨て猫の問題であったり、それから農業や林業に関する問題、こういう問題というのは振興協議会の中では取り組みがなかなかできないところもあります。こういうところを区長さんは間近の問題としてやっておられますので、これの補助金であったり相談窓口として、うちの担当はあれだけん、電話して聞いてみいと、その担当者が今度は本当の担当者を探してきて、区長さん、どげなことですかいねというような、そういうことをしたいなと思ってるんです。うまくできるかどうかわかりませんが、区長さんも非常にお困りだということを知っていますので、そういう風通しのいい行政をやっていきたいということで、振興協議会に御迷惑かけることではありませんし、先ほど細田議員も言われましたように、振興協議会との関係というのはもっともっとこういう高齢社会の中では重要になってくると思いますので、これは大切にしていかななくちゃいけないと思っています。よろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） まず、アスベストの改修補助金というのは先ほどもお話いただいたところですが、何せ新規事業でございますので、委員会のほうで話があるかと思えますけれども、新規でありますので、この議場のほうで町民の皆さんに御理解していただけたらいいかなということちょっと発言させていただきました。

それから、今の区長さんとの窓口というのは、やっぱりこう、先ほども話がありましたように各集落によってはいろいろお困りの新しい区長さん、かわったりして対応がわからないとかということで結構苦労されている区長さんもあります。ですから、そういうことをされるといのは大いに必要だと思います。ただ、基本的に地元出身の役場職員なら、最低限地域の中に出て行って、やっぱりこう、役場のこんなことに悩んだときには幾らかでも地域活動と一緒にやられるような姿というのが、私は役場職員の最低限の使命ではないかと思っています。ですから、あえてそれができてないところがあるから今回新たにこういうことをされるといようなこともあるんじゃないかと思いますが、やっぱりこれは役場職員が、負担になるとかではなくて、地域の中の、住んでるところの中から、私は役場職員は大いにそういう地域活動に邁進するべきじゃない

かなということを叱咤激励をしたいなと思っておるところでございます。ですから、町長がこう
いうことをしたいから配置をしてやれということも必要ですけれども、やっぱりこう、みずから
役場職員は、地元出身なら地元の人が地域の相談になれるようなものでしてないと、なぜかとい
うと色々な情報をいっぱい知ってるわけですから、ですからそういうことは私は必要じゃない
かなと思います。ただ、今は出身でも地域に住んでない、米子とか住んでおられる方もあります
ので、なかなか対応し切れないということもあろうかと思えますけれども、ぜひその辺はこのよ
うな窓口ということに伴って地域がよく言う回る循環体制ができれば、行政職員もですが町とし
てもいい兼ね合いになるんじゃないかと思えますので、ぜひその辺のことをやっていただきたい
と思えます。一応、要望でお願いしたいと思えます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに御意見ございますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） まず、1点目、地方創生交付金のことです。今回もできたら平成
31年度地方創生交付金の該当する事業について、わかるように示していただきたいというのが
1点と、町長にお聞きしたいのは、地方創生交付金、今年度も全国規模で1,000億円の事業
費、町村負担含めて2,000億円ですよね。南部町の場合、5カ年計画でしたっけ。というこ
とは、32年度が最終だったんでしょうか。そうですね。32年じゃなかったですか。30、そ
の辺がちょっと、ですが、問題は何回も当初予算の最初に言わせていただくんですけども、地
方創生交付金で生涯活躍のまちやまちづくり会社への支援、JOC Aの支援して、半額を町が負
担するという形でやっているんですよね。これも取り組むそもそものきっかけは、いわゆるCC
RC計画、生涯活躍のまちで地方創生交付金が来たからですよね。これ私どもも毎年、毎年度の
年度計画の予算分析って来るんですよ。真っ先に見るのは、地方創生交付金がどうなってるか
というのを見るんですよね。でも、これ確かに5年間来るにしたってその先のめどというのあるの
かっていうの、私も見てるわけ。今回も新規事業とかあったんですけどね。となれば、町長、も
う取り組んで折り返し地点済んでるわけです。このお金がいつまで来るかわからないという時点
で、心配しなくても地方創生交付金は形を変えても来るんですよと言うのかもしれませんが、私
はこの時点で少なくとも当初から言わせていただいておりますが、これを引き続きに当たって一
般財源を投入していくということはやっぱり避けるべきではないかということをおっしゃって
ました。まちづくり会社つくって、それなりにどこも補助金ないし交付金が切れる段階で自立す
るという計画持ってるわけですよ。私は、ぜひともその見通しと仮に交付金がなくなった場合、
この事業等どうなるのかということをそろそろ準備して説明してほしいと思っているわけです。

1つは、町長はこの地方創生交付金事業を行っているけれども、町長おっしゃいましたね、総合計画のときに。これは単なる人口減少の、一つの人口増対策だと、こう言ったんですよ。一つの人口増対策ということにしては、一般財源もつぎ込んでるわけです。交付金がなくなったときにどうするのかというのがありますから、このことをどう考えているかというのをちょっと教えていただきたい。

2つ目が、広報を直営にするのは、私は賛成です。町長がどういうふう考えてるかということを知りたいと思いました。先ほどの答弁でもちょっとわかったんですけども、要は広報等については町のいわゆる記録ですね、残るので、公的な場所でちゃんと責任を持ってやるほうがいいということで、町が直営するということなんでしょうか。このこと、町長とすればこれを直営に戻すことについてどういうふう考えてるかというのを、住民にちゃんと説明できるようにお聞きしたいというふうに思いましたので、よろしくお願いします。

3点目、複合施設が6,284万7,000円の予算がついています。中身については委員会で審査しますが、全協でお聞きして新しく図面が出てきたときに、図面がなるほど住民や議員の議会の中で意見等も反映した修正というの行われていたんですけども、今回、あっこのカフェのようなところをする経営者を募ったところがいまありませんでしたと。次、かけるのかどうかは別として、いなかった場合、町長の考えとしてですよ、いなかった場合、それを修正して設計に反映させることは必要だと思っていますか。私は必要だと思ってるんですよ。なぜかという、あっここで何回か事業したけども、採算がとれないからみんなやめていったもので、無責任につくってそこが育つんだったらいいんですけども、なかなかめどのない段階で無理する必要はないと思ってるもんですから、今、公募者がいなければそれなりの設計変更もある得るのではないかと私は思ってるんですけども、これは課でなくて町長の意見ちょっと聞いておきたいということです。町長、いいでしょうか。そういうことですね。

次、4点目ですね。緑水園の問題です。今回、2,940万の予算が出ています。この中については後ほど審査しますが、今、緑水園をめぐるっては、緑水園の責任者の方々が辞表を出されたということが住民の中でも出ております。私はこの收拾していくのは町の責任だというふうに思っています。なぜならば、町が100%出資をして株式会社をつくってきたからです。そこでの経営手腕どうのこうのあるとしても、最終的にはこれは町が責任を持つことであろうというふうに思うわけですね。町長、この事態をどのように捉えて、今後緑水園をいわゆる人的配置も含めてどのように考えているのかという点についてお伺いしておきます。

5点目ですけども、公民館長の人件費がついたという問題です。ふえたという問題ですね。

それで公民館職員も置くのだということで、人件費がついていますが、この公民館人件費を教育長から兼務から別にして、非常勤の特別職のような金額でしたっけ。その金額でしたよね。私は、館長といいながら非常に不十分な対応だなと思ってしまったんですけども、本来、社会教育を担っていく上で、公民館事業って非常に大切ではないかと思うんですけども、教育長と分けること、分けてこのように非常勤特別職の金額を充てていくということについて、どのような経過でこのようにしたほうがいいというふうに考えたのかという町長の意見と教育長の意見を聞いておきたい。何でかという、お二人とも委員会に出てくださいらないから。委員会で回答してくれるんだったらそれで結構ですけども、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。1点目の地方創生推進交付金の内訳ということでございます。

全ての事業で11事業ございます。その中で、事業名だけの御紹介でよろしいでしょうかね。（「文書で後で出してください」と呼ぶ者あり）じゃあ、一覧表については出したいというぐあいに思います。（「いいですね、議長、委員会」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 委員会で結構です。ほかに答弁。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。それでは、広報のお話から、では、いたします。広報につきましては先ほど答弁したとおり、いろいろ、何年やったことになりますかね。かなり長くなりました。その中で、いろいろな御意見もいただいていたところですよ。

1つには、連載物が多くなりまして、その中で本当にこういうことでもいいのかということ、町民の方、行政の中、いろいろなところから出てきていました。それに加えてSANチャンネルのほうも非常に負担が大きいということもあって、今回踏み切ったところですよ。町民の暮らしをきちんとその時代に残す、行政が何をしてきたのかということを残すという貴重な資料でございますのでしっかりと取り組んでいただきたいと、こう思っています。

それから、複合施設のカフェを希望者がいなかったらどうするのかということですが、私としては、これは必ずやりたいものの一つでございます。何のために複合施設にしたのか、結局つくったのは図書館なのかということになってしまいますし、これがあるからこそ町民の皆さんも非常に期待もしておられるところですよ。ですから、何らかの形でぜひともこれはしたいと思っております。ぜひ町民の方でも来たい、やりたいという方が出てくることを期待しているところでございます。

緑水園の役員が辞表を出された、事実でございます、町長のほうに出されました。任期のちょうど半ばでございます、本来は任期が来年までありますけれども、その中で7年、この役員さんには大変お世話になってきました。緑水園の周りの環境が厳しい中を、しっかりと職員の働き方やその充実のために一生懸命やっただけではありませんけれども、御存じのとおり非常に緑水園の運営自体も、現在も、さらにこれからも厳しくなるだろうと思っています。行政としましてはいろいろな手を入れていこうと思っていますが、今回役員の皆さんの辞退と、退職ということもありましたので、新たにこれは任命をして、新たに体制を仕切り直して、新たな気持ちでスタートをしたいと思っています。できるだけ早い時期に株主総会を開きながらその対応を図りたいと思っています。

公民館人事につきましては、これはこれまで教育長が兼務をしまして、非常に公民館長の立場と二足のわらじは大変だったろうと思います。今回複合施設で新規の施設をつくり、さらに新たな対応が求められるところですので、ここで非常勤職員の方をということで、今回お願いするものでございます。何を期待するのかにつきましては、教育長のほうからしっかりと話されると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。公民館の問題につきましては少し時間をさかのぼらなければなりませんけれども、新しい町ができて、2つの町の公民館のあり方が少し異なっておった、こういう事実がございました。発足当時は役場の職員、課長、課長さんかな、館長という職にあったというようなこともございました。そうした中で、地域振興協議会というものの考え方が新たに出てきたり、あるいは会員の公民館が非常に老朽化をする、漏水が激しくなるというようなことで、解体をせないけんというような状況の中で、ずっと経過、時間を過ぎてきました。

私の中で、公民館の、新しい町の南部町としての公民館の活動、これをどのように組み立てていけばいいのかというのは、ずっと私の中で大きな課題でありました。そして、図書館の整備も並行してあるんですけれども、こうやって新たにその拠点となる施設、公民館の機能を持った複合施設の設置というか、開設というか、こういうものが視野にしっかりと入ってまいりましたので、これを機に専任の館長さんをぜひ置いてしっかりと対応をしていきたいというぐあいには思っております。この専任の者については、一定の資格を持った、いわゆる社会教育の経験のある、そういう方にぜひともお願いをしたい、そういうような思いから、非常勤の職員さんということで、しっかり御指導もいただきながら、あるいはまさに先頭に立っていただいて、新しい複合施

設を活用した公民館活動の構築にリーダーシップを発揮をしていただきたい、そんな願いを持ってこのたびそういう職、私の兼務を解かしていただいて、そういう者を置くという判断をしたところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長から地方創生の地方創生推進交付金が期限があるけれども、どうなんですかということ聞いてるんですよ。それお答えくださいね。今は半額が来て取り組んでいるけれども、この交付金がなくなったときにそれぞれの事業をどうしようとしているのか。自立するということなんですよ。でも、そのめどがなかなか立たない状況というのはあるのではないかというふうに思っておりますので、どうかということ、町長、どう考えてるかということをお答えくださいね。その答えが返ってきておりません。

次の広報を直営に戻すことは賛成だし、こういうふうに指定管理や委託しといてもとに戻したとか出すようなこと、今後も起こり得ると私は思ってるんですよ、町長。先ほどおっしゃったように、問題点、何個か言われました。これは個人の問題点ではないものですから、例えば過去何年間こういうふうに出していたけれども、こういう問題点と課題があって町に返してくる。とすれば、町がすることもより明確になると思うんですね。そういう意味でいえば、議会等でそういうことを提案してくるときには、出してよかった点と問題だった点を明らかにしてもらって、いわゆる総括ですよ。それをきちっとやっぱり残しておくことが大事だと思いませんか、こういう仕事では。それなりにSANチャンネルもやってきたけれども、こういう問題点と課題があったと、いい点はこうだったと。それが今後のいろいろ指定管理を出すときの私は重要な財産になると思ってるもんですから、そういうことをぜひ残していただきたい。町の頭だけでなく議会に対しても今回は、出してたのを直営に戻すというんですから、その戻す理由としてこういう問題点と課題があったということをわかるように、委員会では報告していただきませんか。そのことをお願いしておきます。どこが担当になるんでしょうか。町長、どうでしょうか。それ残していただきたい。口頭でいけんかったからいけんかった、よかったけどこうなりましたとかいうことになれば、いろんな考えが飛んじゃう。私たちも説明する責任がありますから。それと、町がすることがより明確になるので、それをお願いしたいということはどうかということ。

それと、3つ目の、複合施設が、それがなかったら複合施設にならんというの、これはちょっと、町長、考え方が違うんじゃないですか。もしかしたら役場の皆さんは、あっこにどっか業者が来ることを見込んで、それが最大の売り物として複合施設でたくさんのお金を使おうとしてい

るんですか。そうじゃないでしょう。答えが返ってきませんが、もしそうであったらそんなお金の使い方しとったら住民怒ると思いますよ。公民館が古くなって、加えて図書館が狭くなったもんだからこの機会にしよう。何のための複合施設、今度教育委員会に行くんです、所管が。カフェとかあったらいいと誰も思ってるんですよ。法勝寺の中に食べ物屋さんがあったらいいと思ってるんですよ。できないのは経営が成り立たないからなんですよ。ここで町長がどないしても来てもらわんと困ると言うんだったら、経済的に支援するメリットか何か出すつもりですか。住民が納得するかどうかわかりませんが、そういう困難なことを投げかけてるんですよ。私が言ってるのはそこはそこで置いておいて、できなかった場合は設計変更等しながらも踏み切る必要があるのではないかと言ってるんですけども、今の町長の答弁聞いてちょっと啞然としたんですよ。それがなかったらつくった意味がないみたいなこと、私は言い直されたほうがいいと思う。（発言する者あり）どうでしょうか、よくないと思いますよ。

それで、緑水園の問題については、聞いたかったのは、次誰かに任命するというのわかったんですよ、どうも直営じゃなくて株式会社のままでいくということですよ。とすれば、今後任命するに当たっての町の姿勢を聞きたいんですよ、何とかしておかないといけないと。今までどういう問題があったので、任命するときに次はどのような方を、どのような経歴の方々を選んでいくのだろうかという住民も見ていますよ。その辺についての考え方を示したい。

それと、公民館については、今まで会見側の公民館だった建物がなくなったり、西伯側の公民館が指定管理になる中で、私から見て公民館の社会教育の場所的に見ても後退につながるのかなと思ってる時に、公民館長を教育長が兼務していくということは、それなりの館長としての専門性というか、そういうものを維持して教育長が兼務しているというふうに思っていました。今回そのことが、分けることが発展する方向に行くんだったら私はいいと思うんですけども、建物を建てることによって複合施設を管理する館長として非常勤を置くというんですけども、私は正規の職員等を置いておいて対応することのほうが大事なのではないかと思うんですけど、これはお金のことになったら町長に及ぶことですよ。どうでしょうか、町長。とはいっても公民館というのは社会教育のかなめですよ。生涯学習の拠点となるところで、館長は先ほど教育長がおっしゃったように、それなりの専門性が見識が要ると思うんですよ。なぜかという、社会教育というのは人を育てて動く人をつくっていくところですからね。そういう意味でいえば、私は経験豊富な方ないしは職員の中からも正規の方を充てていくということのほうがいいのではないかと思うのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まず、地方創生の関係でつくった組織等にしっかりと今やっけていただいています。その後、この創生交付金がなくなった後どうなるのかということですが、31年までだったが。（「31年」と呼ぶ者あり）31年が5年間の一つのスパンでございますので、32年から新しいものが始まります。したがって、31年、この新年度がどういう形で残っていくのかという一つの今言われたようなことを考えていく最後の年になろうと思っています。国等にも上がりながら、その辺の情報収集等をやっていきたいと思いますけれども、方向としては、やはり成功事例を残していくというぐあいに担当部局は言っていますので、南部町は非常に成功事例だというぐあいに評価もいただいておりますので、その辺でどれど、どの辺のお金がどうなるのかということと、交付金制度はなくなる、なくなりませんが、その配分がばらまきになってはならないということがしきりに言われていますので、こちらのほうもアンテナを高くしてその辺の対応をしたいと思っています。

広報の総括につきましては、総務課のほうが今度担当すると思いますので、総務課長のほうが総括するだろうと思います。

複合施設のカフェというのは、やはり若者たちやこの前あった青年議会のあの顔ぶれの皆さんたちとも話しても、やはりそれが欲しいというのが非常に多く聞かれます。ですから、私はこれがマグネットシステムというんですか、一つの公民館に来ていただく一つの大事な要素になるのではないかと。それから、夕方、夜、友達と話す場所がないと、結局こういうことは、定住だとかそういうことにもつながろうと思っています。ぜひそういう若者たちが集える場というものとして、カフェ、複合施設の中にそういう機能を持たせるといのは、私は重要な機能だと思っていますので、ぜひともそれはつくりたい。そして、それをやっていただくような方を呼び込みたいと思います。補助金でつるのかということにはなかなか今ここで御回答できませんけれども、そんなことをしなくてもちゃんと経営ができるような方がおられると僕は思いますので、ぜひそういう方を探したいなと思っています。

緑水園の次はどんな方なのかということですが、要点はやはり観光があそこ一番の大きな商売ですので、そういうことにやはり経験のある方等が大事な要素だろうと思っています。いわゆるその商売、仕事としてやっていくためにはやはりそういう要素が要るのではないかなと思っています。

それから、公民館につきましては、非常勤ではありますけれども、見識、識見のしっかりある方を採用しようと、このように思っています。詳細につきましては、教育長のほうから答弁していただきます。よろしくお願ひします。

○議長（秦 伊知郎君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。今、町長のほうが複合施設に対する思いをお話をさせていただきました。公民館が、さいはく分館が古くなって解体をして、そこに極端に言うと同じものを、一つの公民館を建てるということであるならばですよ、あるならば、今、議員さんの言われるようなことの選択肢も当然出てくるんだらうなというぐあいに私も思っています。が、しかしながら、このたびは複合施設ということで、同じ館の中に公民館の機能を持ち、図書館が入り、そして今、町長の言われたような思いも含めた新しい施設をつくり上げていく、こういうタイミングだというぐあいに思っています。そうしてきたときに、やはり一定の資格を持ち、御経験を持ち、そういうような方をお迎えをして、まずはしっかりと土台をつくり上げていくというのがスタート時点の当分の方向性だろうというぐあいに私自身は思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 地方創生交付金は続くと思いますが、地方創生交付金の出し方は町長も御存じのように、全部のお手挙げ方式でしたよね。お手挙げ方式でいって、全ての地方自治体になべて来ているものではないんですよ。そういうことから見たら、何年後とかの区切りあるときに、一つの自治体に未来永劫に続くということは考えられないし、もしそういうことがあったら今、国会で問題になっているそんたくの一つのところにってしまうような関係になるということになってしまいますよね。ということを考えれば、少なくとも5年間の計画であって次にどうしていくかというときには、私どもにはこの計画は何年か越しの自立を目指す取り組みとして議会にも報告されたものですから、31年度が最終日というのであれば、今誰が見とっても、まちづくり会社が今の地方創生交付金と町のお金がなくなって自立できるかってできんわけですよ。そういうところも含めてどういう展望示すかという時期に来てると思いますので、そのことについてはぜひ、町長が考えて出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それと、公民館については、教育長は、1つの公民館であれば館長置くけども、複合施設やから非常勤でおっしゃるんですけども、そうすれば大事な図書館が入って大事な公民館が入るんですから、それを統括する見識のあるきちっとその仕事も保障する施設長のようなものを置くほうが適切なんじゃないですか。少なくとも住民が心配しているのは、建物にお金をかける一方で人的配置はどうかということなんですよ。少なくとも10億円のうち1億円減らしてでもきちっと待遇を保障する方に、専門職の方にいていただくことのほうがはるかに町にとってはメリットがあることではないかと思うんですよ。そういうことを考えたときに、何億かのお金かける一方

でその館長を非常勤って町の職員の課長の何分の1の報酬になるわけですか。そういう方に責任者にいてもらって、本当に町がその場所を活用した人材の育成とかになっていくのかという点ですよね。生涯学習の拠点になる、そういう点ではぜひ考慮をいただきたいということについて、町長は教育長にお任せしないで、お金が要ることです。人の配置という点でいえば、そういうことも考えるということをやったらどうです。そしたらまた住民の中では複合施設の賛成する意見がふえるかもしれませんよ。

それと、どうでしょうかという点と、カフェにこだわるのはわかりますが、町長は来てほしいといってもカフェする人は自分の生活がかかってるわけですよ。そういうことを考えたときに、私はやっぱりそんなに町長が来てもらわんと困るというんだったら、直営でなさったらどうですか。笑いますよね。直営でできるような内容やないからでしょう。だとすれば、もうそういうところにこだわらずに、こだわらずに今、公募をかけてもいらっしゃらないんだから、必ずもうかるなんて町長、無責任なこと言ったらいけませんよ。その辺の感覚は私ははずれてると思うんですね。そういうこと見たら修正もあり得るという立場でいくことのほうが、はるかに住民は複合施設について理解しやすいと思うんですが、再度町長の意見を聞いておきます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） カフェについては、ぜひとも期待したいと思っています。アイスクリーム屋さんも、いよいよ会社経営に今回されました。少しずつ、1年、1年とそうやって育っていくということが町の中に仕事をつくって行って、さらに産業を生み出す、それがまた農業にも影響してくるという大きな循環が生まれてくると思います。私は単なるカフェばかりじゃなくて、地域の中でそういう仕事ができるということが大事だと思うんです。それを全て否定して、これは要らんから要らんからとこう取ってしまうと、何にもない町になってしまうと思うんですよね。可能性は、私はあるというぐあいに思っています。

公民館、複合施設の館長、もちろん正職員がいいに決まっています。しかし、なかなかそういう先ほどから見ていただきました人件費、残念ながら上がってもきているわけです。人口減少するこの中で、果たしてそういうことを住民の皆さんが御理解いただけるかどうかということも含めながら、悩んでいるところです。ここはやはりひとつ今まで兼務だった館長、きちんとこの館長として置かせていただくということで御理解をいただきたいと、このように思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、1点だけ。国庫委託金の中に入っている自衛官募集事務地方公共団体委託金というの、これ何なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長。（発言する者あり）

委員会ではだめですか。（発言する者あり）委員会に回します。（発言する者あり）
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第20号、平成31年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第21号、平成31年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この後期高齢については、全県で広域連合をつくってしているから、なかなか町議会では議論になりにくいところなんです。議会からは細田議員に出てもらっています。

町長、御存じのように、後期高齢者って75歳以上の方ですよね。私たちが心配してるのは、政府では今の後期高齢者の1割負担を2割にするってということが審議されているということが出ていますよね。先日の介護保険の広域連合の中では、広域連合の事務局が詳細な資料を出してきてくださって、高齢者の現状がわかったんですけども、本当に低所得者が多いことと、ひとり暮らしでいけば本当に生活が苦しい方がいらっしゃるわけですよね。そういう意味でいえば、町長、南部町でいえば、住民の実態把握のために、とりわけ後期高齢医療等、負担増が言われてる中では、このような対象者についての生活実態を把握することを町に求めたいと思うんですが、町とすればそのような調査をするつもりはないのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。どういう趣旨のどういうものなのかわかりませんが、現在のところそのような調査をすることは考えていません。

ただ、今、ビッグデータの解析だとか、いろいろ医療費をどの世代がどう使ってるのかだとか、そういうことを国保のデータ等を使いながらいま見るという手法はできると思いますので、ぜひそういうことも使いながらできないかどうかという検討はしていかなければいけないんじゃないかなと思いますけれども、全町を対象に後期高齢者の調査をするということは、現在のところ

考えておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この後期高齢者のとこで言えば、75歳以上ではひとり暮らしの高齢者の約半数が生活保護基準以下の生活をしているというのは国のデータからも出ているというのあるんですよ。それで、国の生活実態調査でいえば、低所得、低所得という言い方が語弊があるのであれば、所得の低い層というのは、とりわけ高齢者かどうか、ひとり暮らしかどうか、それと、もう一つ出たのが郡部ですよ。都市部よりも郡部に多い、このことはもう厚生労働省の分析の中で言ってるわけですよ。ということは、南部町だけでなく鳥取県内の町村なんかはそういう方々が多いんだろうなというふうに思うわけです。そういう意味でいえば、私は人口減の中で、高齢者がふえてくるというところで、どういうまちづくりをしていこうかというときに、何よりもここに住んでいる人たちの実態ってつかむ必要があるのではないかなと思うんですよ。75歳以上の私は後期高齢の広域連合の県にでも言って、鳥取県内全体75歳以上の生活実態調査したらどうかということぐらいは言ってほしいなと、私も細田議員にお願いしようと思ってますけども、そういうことぐらい言っているんじゃないかなと思ってるんですけども、ぜひお願いしたい。いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁要りますか。（「はい、要る」と呼ぶ者あり）

町長、陶山清孝君。（「する、働きかけると言ってください」と呼ぶ者あり）

○町長（陶山 清孝君） 町長です。これから先々の高齢者が増加するその社会は、もう当然想定されますので、私としてはそういう状況の中にあって先ほどから議論が出ている税収をどう確保するのか、どんなサービスをどこの水準までするのかというこのバランスが町長に任されてるわけですし、そういうことに対していろいろなデータを集めながら検討していくというのは大事なことだと思っています。ただ、今、真壁議員の言われるように後期高齢者だけを絞ってそれだけを見ていくわけにはならんわけです。全体の中でどのようにマネジメントしていくのかということが大事なところでして、その時点ではいろいろなデータを酷使しながらまた議会とも情報共有したいと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第22号、平成31年度南部町墓苑事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第23号、平成31年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住宅資金の貸付事業です。この事業について言えば、一番最後のところですが、何ページでしたっけ。もうお金返すのもあと2年でしたっけ。（「そうそう」と呼ぶ者あり）ですね。あと2年で終了してしまう。この終了してしまったときに、もう起債が終わってしまいますからこの会計して立ち上げとくことできませんよね。それどういうふうにかえてるのかという点が1つと、やはりこの中では現在の予算書では起債償還は返って残額があと百何万ということになってるんですね。このままでいけばあと2年になるんですけども、なかなか未納分というのが残ってるわけですね。それが一般会計で負担して残っている分を、これをどのように対処していくつもりかということをお聞きしたいんですよ。もう2年でなくなりますが。そのこと。そのことと、毎年お願いして税務課の担当にお願いしてるんですけども、滞納とその状況がわかるような資料を出していただきたいということも言うておきたいと思うんですけども、町長、まず、どうでしょうか。この滞納を決算のときには出てくるんです、8,000万でしたっけ。出てきますよね。そのことを今後、議会の中で提案とかしていくとき、どんなふうに対処していくというふうになるわけですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今おっしゃったとおり、2年に迫ってまいりました。国に対しては、町村会等を通じながらこの問題について要望活動をしているところです。いわゆる国の問題なんだということを言い続けています。この声を続けるということとあわせて、全県下課題を持っている町村は多いと思いますので、そういう首長たちとどういう方針を考えるのかということも、そろそろ検討課題につけなくちゃいけないだろうと、こう思っています。私としてはそういうことをしながら南部町の方角というものをそろそろ考えていかなきゃいけないと、こう思っています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） とすれば、町長のおっしゃってることは、そうですね、地域改善対策事業ってそもそも国が責任を持つてすることですね、法律に基づいて。その中で出てきた未納等については、国が責任を持つて対処すべきだということを全国の市長会や町村会も行っている。ただ、この時期に来て、町の場合ですよ、あと2年たったらこの予算についても動かな

くなる中で、町とすればその2年間の間で滞納分を国が全部負担すべきだというふうに言っているということになるわけですか。

それと、どんなふうに対応しようとしているのかというの聞きたいんですよ。手をこまねいている。どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今のこうやって制度がまだ動いている中で国がお金をじゃあ町に入れるということは、非常に難しいだろうと思っています。なぜならば、きちんとお金を支払った人と、残念ながら滞納にせざるを得なかった環境の方と二通りおられるわけでして、したがってどういう始末をつける方向でこれから議論していくのかということ、そろそろ行政機関としても着地点を見つけなくちゃいけないんじゃないかと、このまま最終的に処分というようなことになった場合に、先々の国との対応ということも必要になってこようと思います。それから法的な問題も出てくるかもしれません。そういうところも全て含めながら対応策を今後検討していきたいと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

議案第24号、平成31年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第25号、平成31年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第26号、平成31年度南部町公共下水道事業特別会計予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第27号、平成31年度南部町太陽光発電事業特別会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） なしですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、行きます。

議案第28号、平成31年度南部町水道事業会計予算、質疑ありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 水道事業会計については、今回収入のところでは水道事業収益が1億9,489万7,000円、支出が費用として2億2,076万4,000円という金額が上がっています。水道の事業については、水道料金の引き上げというのが、今度、32年度には引き上げるといふ条例を議会では賛成多数で決めているわけです。そのことに至って水道料金をどうするかということについては、執行部のほうが答弁をしてくられたのは、一旦全町を統一した金額にして一般会計からお金を入れたんですけども、その中で経費節減等していくことを考えて、一体どれだけのお金が必要なのかということをはっきりと示していくということで計画を出すということをしてきましたよね。もう来年度なんですよ。32年の4月からは自動的に上がること、4月、いや、6月でしたっけ、上がることになっちゃうわけですよね。とすれば、町長、今の時点で今まで下げてきた中で、どれぐらいのどんな事業をして、経費節減がどれぐらいになったので、今これだけのお金が足りませんよということについて、私、議会と住民に知らせる必要があるのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今、概略で私のほうが数字を持っているものは、ほぼほぼ想定したとおりの金額が今の状態だということです。もう少し改善されるんじゃないかなと期待してるんですけども、そうもならない。それから一方、今回も予算の中で出てます円山団地の管路の改善や、それから、次待ってます東西町の管路の老朽化の改善、こういうものを含めながらことしの31年度の中で改めてまた御議論もいただきたいと思っています。その数字また見ていただくような機会もあろうと思いますけども、新規該当も通じながら町民の暮らしに大変負担もかける問題でございますので十分に議論いただいて、かといってこの避けては通れないものというぐあいに認識しておりますので、ぜひまた皆さんとの御理解もいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 住民が理解するには、その資料が要るわけですよ、町長。町長もおっしゃるように、水道料金がどうなるかということは住民生活にとって非常に大きいことなんです。これぐらい、なべての町民に及んでいる事業はないからです。そういうところを条例で決まっているから次、上げますよって、次は旧西伯、会見住民とも全部上がるわけですよね。それぐらい大きな値上げになるわけです。だとすれば、少なくとも私は今の時点でも、町は今まで努力してきたと思うんですね。例えば水道統合事業を一般会計でやったりしたことや、これまで

の企業会計の、企業の水道会計について、引き上げることをしてきたこと等、住民にとって水道料金をなるべく上げなくなるように努力して下さったことというのは私たちも認めてるわけですよ。しかし、町長もおっしゃるように、これぐらいの規模の水道会計であれば、今のままで、今までの考え方だと値上げせざるを得ないと言ってるわけですよ。住民から見たら、一方でお金は違うといっても10億近くする複合施設を建てる、そういうお金があるんだったらちょっと置いて水道会計上げんようにしてほしいという声も届いてるわけですよ。だとすれば、どのような努力をして今、経費節減これだけやってきたけれども、これだけの引き上げ必要なんだということを少なくとも町は言うべきではありませんか。そういうことを出していきたい。この3月議会中に、これまでの今言える段階での経費節減策とこれぐらいが必要だという見通しというの、出ませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。見通しということですが、今回の議会でシミュレーションに対してどのような数字に予算といいますか決算のほうは動いていくのかという表にまとめておまして……（「それ出してもらえます」と呼ぶ者あり）ええ、こちらのほうを委員会のほうで御提出させていただけたらと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 委員会対応でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、真壁議員と同じような内容のことなんですけれど、ただちょっと違まして、31年度、料金改定の年というのに当たって、ちょっと私の見落としかもしれませんけど、予算書の中に、これするとなれば、公共料金の関係の審議会を多分開きながら対応していくということになると思うんですけど、もう既にそれはわかっているのに予算が組んでいないのではないかなという気がして、その辺はどうなのか。やはり、もうこれは喫緊に迫っているわけですので、もうやはり行政の姿勢として載っていないといけないんじゃないかなというふうに思いました。

それと、もう一点ですけれど、これは個別でもいいかもしれませんが、経営戦略策定業務というので900万予算が組んであるんですけど、この内容について説明してください。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。経営戦略の策定業務につきましては、施設の更新計画というのを30年度に行っております。31年度につきましては、それを集中的に老朽施設を更新するのではなくて、計画的に財政、料金収入等のバランスを保ちながら平均化して

いくということでのことが、31年度に行う経営戦略ということですよ。いわゆる年度計画、年度の実施計画を立てていくということになります。

済みません……。

○議長（秦 伊知郎君） 審議会の件。

○建設課長（田子 勝利君） はい、書いてます。公共料金審議会のほうにつきましては、予算計上のほうは一般会計のほうになります。これまでの答弁、お答えしてきたとおり、31年度につきましては公共料金審議会を再度開始いたしまして、検討していくということで予定しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですね。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 済みません、ありがとうございました。一般会計のほうでしっかりと、一番最低料金で用意ドンをしたわけですので、現状をしっかりと持ってもらって、審議会のほうで調整をとっていただき、町民が理解できる料金を設定していただきたいというふうに思っています。

それと、経営戦略策定業務、結局それだけの900万というのはちょっと私、でかいような気がしているんですけど、これはやっぱり設計も含めたものなのかなのかなのか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。これは経営戦略につきましては、いわゆる管路だとか施設の更新工事の設計ではございません。いわゆる計画的に施設を更新していくための、いわゆるコンサルティングを行っていただくということでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

○議員（8番 板井 隆君） 詳細はまた委員会で聞きます。

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第29号、平成31年度南部町病院事業会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第30号、平成31年度南部町在宅生活支援事業会計予算、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第31号、鳥取県西部町村就学支援協議会規約の変更に関する協議について、質疑ありま

すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 次、行きます。

議案第32号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、質疑ありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもちまして本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、明日6日は、定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集よろしくお願ひいたします。長時間、大変御苦労さんでした。

午後3時49分散会
